

第1回 横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会

日時：平成25年9月24日（火）

午前10時55分～午前11時25分

場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 後期計画平成24年度事業評価について
- (3) その他

3 閉会

[配付資料]

資料1	横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会	委員名簿
資料2	横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会	事務局名簿
資料3	平成24年度評価指標達成状況	
資料4	平成24年度進捗状況報告書	

参考資料1	横浜市附属機関設置条例
参考資料2	横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会運営要綱

閲覧用資料	横浜市次世代育成支援行動計画 「かがやけ横浜こども青少年プラン」後期計画（平成22年度～26年度）
-------	---

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会
委員名簿

資料 1

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	あいばら かずゆき 相原 和行
2	横浜市放課後子どもプラン推進委員会 委員長	あかし よういち 明石 要一
3	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いきお 大野 功
5	恵泉女学園大学大学院 教授	おおひなた まさみ 大日向 雅美
6	横浜商工会議所 女性会 会長	かわはら たかこ 河原 隆子
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
8	横浜市小学校長会 副会長	きとう ともあつ 斎藤 有厚
9	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	きの けんいち 佐野 健一
10	関東学院大学人間環境学部人間発達学科 教授	つちや みち子 土谷 みち子
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	つちやま ゆみ 土山 由己
12	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	とおやま ひろゆき 遠山 博之
13	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと みち子 橋本 ミチ子
14	東京家政大学家政学部児童学科 教授	ますだ まゆみ 増田 まゆみ
15	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	まつおか よしこ 松岡 美子
16	市民委員	みのだ まし 蓑田 雅
17	市民委員	もり ゆみこ 森 祐美子
18	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
19	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえこ 梁田 理恵子
20	よこはま南部ユースプラザ 施設長	わたなべ かつみ 渡辺 克美

平成25年8月30日現在

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	鯉 渕 信 也
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	小 池 恭 一
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	鈴 木 寿 一
	子育て支援部長	田 中 博 章
	こども福祉保健部長	本 吉 究
	児童虐待・DV対策担当部長	板 坂 健 治
	中央児童相談所長(児童相談所統括担当部長兼)	勝 澤 昭
課 長	総務課長	住 吉 重 紀
	青少年育成課長	日 比 野 政 芳
	青少年相談センター所長	守 田 洋
	放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子
	放課後児童育成課担当課長	伊 藤 友 道
	子育て支援課長	春 原 隆 之
	幼・保・小連携担当課長	原 南 実 子
	保育運営課長	竹 田 良 雄
	保育運営課保育運営担当課長	本 間 睦
	保育対策課長	佐 藤 英 一
	保育所整備課長	小 泉 宏
	こども家庭課長	岡 ノ 谷 雅 之
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	田 中 弘 子
	こども家庭課児童施設担当課長	加 藤 光
	こども家庭課親子保健担当課長	近 藤 政 代
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	中 澤 智	
障害児福祉保健課長	桑 折 良 一	
係 長	青少年育成課担当係長	飯 田 学
	放課後児童育成課担当係長	佐 渡 美 佐 子
	子育て支援課子育て支援係長	高 岡 昭 人
	保育運営課運営調整係長	安 藤 敦 久
	保育運営課担当係長	柿 沼 千 尋
	保育対策課担当係長	田 中 礼 子
	保育所整備課整備係長	松 石 徹
	こども家庭課こども家庭係長	上 原 嘉 明
	障害児福祉保健課担当係長	鈴 木 和 男

関係局

企画 担当 課長	健康福祉局 企画課長	佐 藤 広 毅
	教育委員会事務局 教育政策推進室担当課長	高 見 暁 子

事務担当

企画調整課長	吉 川 直 友
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当課長	福 嶋 誠 也
企画調整課 企画調整係長	池 上 省 吾
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	白 井 正 和
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	許 田 重 治
企画調整課 子ども・子育て新制度準備担当係長	渡 辺 貴 士

平成25年9月24日現在

市第44号議案

横浜市附属機関設置条例の制定

横浜市附属機関設置条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担 任 事 務	委 員 の 定 数
	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市民間資金等活用事業 審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	5人以内
	ヨコハマ国際まちづくり推 進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
	横浜市不正防止内部通報及 び特定要望記録・公表制度 委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成18年12月横浜市規則第145号）第 9 条第 1 項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第 2 条第 4 号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	3 人
	横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10人以内

横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務	5人以内
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5人以内
横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10人以内
横浜市創造界限形成推進委員会	創造界限（芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務	15人以内
横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20人以内
横浜市美術資料収集審査委員会	横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務	7人以内
横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8人以内

横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13人以内
横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	10人以内
横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく横浜市次世代育成支援行動計画の策定及び当該計画の推進に係る評価についての調査審議に関する事務	25人以内
横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会	民間保育所の整備及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会	横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務	10人以内
横浜市福祉調整委員会	横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務	9人以内

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日こ企第 325 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（所管事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 次世代育成支援施策の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 行動計画の策定に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 企業・労働団体の関係者
 - (2) 子育て支援に関する地域活動団体の関係者
 - (3) 福祉・保健・教育関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市民
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。
- 5 市民委員については、市長が別に定める。

（会長）

第 4 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長が指名することとし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長とする。

3 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども青少年局総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月31日までとする。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」評価指標 達成状況（平成24年度）

資料3

	後期計画 評価指標			備考
	H21末状況	H24実績	H26目標	
施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援				
基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実				
評価指標 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」における訪問率	65.8%	75.9%	80.0%	・進捗率71.1% ・家庭状況の多様化により、訪問すること自体難しい課題となっているが訪問実績は少しずつ上昇している。区によって訪問率に差があるものの、各区の対策について情報交換の実施及び一部対策の統一化を図るなどにより、24年度は訪問率が6.5%上がった。今後も区の状況に合わせた対策を検討し、引き続き進めていく。
基本施策2 地域における子育て支援の充実				
評価指標 子育て中の親子がいつでも利用できる地域子育て支援の場の数（週3回以上開設のもの）	96か所	113か所	150か所 (概ね中学校区に1か所)	・進捗率31.5% ・地域子育て支援拠点及び親と子のつどいの広場については計画どおりに整備が進んでいる。一方、既存資源を活用する保育所子育てひろばと幼稚園はまっ子広場については、園児の活動に支障のない範囲での取組であり、時間・場所・人員などの制約があることから、進捗が遅れている。今後は、平成26年度の目標達成に向けて、各区とも連携して親子の居場所が少ない場所など配置先を検討し、親子がいつでも気軽にに行ける場所を効率的かつ効果的に設置できるよう、配置が必要な地域にある保育園や幼稚園に働きかけていく。
基本施策3 未就学児の保育と教育の充実				
評価指標 保育所待機児童数	1,552人 (H22.4.1現在)	0人 (H25.4.1現在)	解消 (H25.4.1現在)	・進捗率100%
施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援				
基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進				
評価指標 放課後の居場所を利用した子どもの年間延べ利用人数	5,162,376人	5,483,901人	5,266,000人	・進捗率310.0%
評価指標 青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	31,255人	99,128人	55,000人	・進捗率285.8%
基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実				
評価指標 一人ひとりの状況に応じて、社会・経済的な自立に向けた新たなスタートを切ることができた人数				
(A) 社会参加・就労体験プログラムの年間延べ利用者数	9,700人	12,722人	12,000人	・進捗率131.4%
(B) インターンシップなど就労訓練プログラムの年間実利用者数	70人	304人	120人	・進捗率468.0%
(C) 本市の自立支援の取組によって就労した年間実人数	200人	458人	300人	・進捗率258.0% ・24年度実績は、正規雇用75人(16.4%)非正規雇用383人(83.6%)
施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援				
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実				
評価指標 要保護児童対策地域協議会による個別ケース検討会議件数	93件 (H21.3.31現在)	671件	800件	・進捗率81.8%
評価指標 施設入所が望ましいが、施設の不足で入所できない児童数	198人 (19年度実績)	146人	0人	・進捗率26.3% ・施設入所を視野に入れ支援する児童について、中学生以上の割合が増えている。現状でも高年齢児の入所は施設の受入が困難であるため、全体としての進捗率が減少している。今後施設との調整をさらに進めていくとともに、在宅支援も強化しながら対応していく。

基本施策7 障害児への支援					
評価指標	地域療育センター等の通園施設定員	730人	820人 (H25. 4. 1現在)	820人	・進捗率100% 25年4月によこはま港南地域療育センターが開所
評価指標	地域療育センター等の年間初診実施数	2,646人	3,144人	2,845人	・進捗率250.3%
評価指標	障害児の居場所づくり事業の年間利用児童数	38,680人	48,908人	77,000人	・進捗率26.7% 【進捗状況の説明と対応策】 ・放課後等デイサービス事業は、新設された事業であることや資格要件を満たす常勤職員の配置が必須であることから、新規事業所数が伸び悩んだ。(平成24年度中8か所増)事業開始から1年間が経過し、当該事業に安定した収益が見込まれることが明らかになったことから、一層、障害児居場所づくり事業運営法人への放課後等デイサービス事業所への移行促進及び、既に事業を実施している法人への事業拡大や意欲のある法人への新規開設の働きかけを行う。
基本施策8 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力(DV)への対応					
評価指標	母子家庭の世帯総収入額(各種手当等を含む)について、300万円未満の世帯の割合	45% (20年度調査)	39.6%	40.0%	・進捗率108.0%
評価指標	母子家庭就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正規職員として就職した人の割合	27.0%	34.4%	42.0%	・進捗率49.3% ・正規職員を希望しても、企業側が求める人材や条件とひとり親家庭の親が求める環境に差があるため、正規職員での就業に結びついていない。求職相談を受けた段階での適切な就業形態の判断が必要である。
施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進					
基本施策9 安心・安全のまちづくり					
評価指標	暮らしの安心・安全を守る制度や対策が整い、安心して暮らせると思う人の割合	31.7%	44.8%	40.0%	※23年度横浜市民意識調査 ・進捗率157.8% (24年度横浜市民意識調査には当該項目なし)
基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成					
評価指標	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	16.2%	-	30.0%	※平成25年10月に男女共同参画に関する事業所調査を実施予定
評価指標	ワーク・ライフ・バランスを知っている市民の割合	23.8%	38.5%	50.0%	※24年度横浜市民意識調査 ・進捗率56.1% ・全体の認知度は昨年度より微減したが、「具体的に内容を知っている」が増加(8.5%→9.4%)し、「全く知らない」は減少(41.7%→38.4%)した。引き続き啓発に取り組んでいく。

通し番号	基本施策	重点取組番号	取組名	内容	事業目標		H24年度の評価		
					H21年度末状況	H26年度目標	実施内容・達成状況	意見・評価、課題	
施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援 基本施策1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実									
1	1	①	1	母子健康手帳交付時、乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握	支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。さらに、相談や支援を充実させ、産後うつや不適切養育の予防を図ります。	実施	推進	○母子健康手帳交付時に看護職が面接を行い、妊娠中の健康面も含めた相談に応じ、出産後の訪問事業等(出生連絡票の提出含む)の周知を図った。出生連絡票の提出数は前年度よりも伸び、より早期に把握できるようになった。 (23年度面接率84.7%→24年度面接率86.6%)	■利用者・実施事業者の意見・評価 母子健康手帳交付時に看護職が相談に応じることで、相談先が明確に伝わるようになった。妊娠中からの継続した支援の拡大に繋がっている。 ■実施にあたっての課題 今後もよりきめ細やかな情報提供をする必要があり、産科医療機関との連携も強化していく。
2	1	①	2	支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施	母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での乳幼児健康診査や子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの支援へつなげます。	実施	推進	○あらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの支援へつなげている。(派遣回数：285世帯延べ2,720回)	■利用者・実施事業者の意見・評価 産前産後ケア事業によるヘルパー派遣制度を知らないまま対象期間を過ぎる場合も見られた。 ■実施にあたっての課題 出産後の利用期間が8週間と短いため、制度について見直す必要がある。
3	1	②	1	こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供の推進	地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の話を聞くことで子育ての不安軽減を図る「こんにちは赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、子育て家庭を見守る地域づくりを進めます。	実施	推進	○「こんにちは赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、子育て家庭を見守る地域づくりを進めている。 (訪問実施率 H23：70.8% →H24：75.9%)	■利用者・実施事業者の意見・評価 訪問を受けた方からは「出産後でかけられない時期に情報を届けてもらえてよかった」、訪問員からは「赤ちゃんに会えて元気をもらえた」等の声がきかれています。 ■実施にあたっての課題 さらなる訪問実施率向上のため、訪問受け入れを促す工夫が必要。
4	1	②	2	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健診を活用した情報提供の充実	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の機会を捉え、安心して子育てができるよう、妊娠中から産後の時期に必要な子育て情報を提供します。	実施	充実	○母子健康手帳交付時に看護職が面接を実施し、妊娠中の健康面も含めた相談に応じるとともに妊娠中から産後の子育て支援の情報提供を実施している。出生連絡票の提出により、こんにちは赤ちゃん訪問事業などの訪問率が上昇していることから、産後についても子育て情報提供の機会は確実に増えており、支援に繋がっている。	■利用者・実施事業者の意見・評価 母子健康手帳交付時に看護職が相談に応じることで、相談先や産後利用できるサービスが明確に伝わるようになった。産科医療機関でも子育て支援のリーフレット配布協力もあり、情報提供の場は拡大している。 ■実施にあたっての課題 今後もよりきめ細やかな情報提供をする必要があり、産科医療機関との連携を強化し、情報提供の場を増やし、周知媒体の内容充実を図っていく。
5	1	②	3	ホームページ、メールマガジン等の活用	妊娠中から産後の時期に、子育てに関する情報を必要に応じていつでも入手できるよう、こども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」の充実を図ります。また、メールマガジンを活用した子育て情報や地域情報の発信を進めます。	実施	推進	○こども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」において、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供(ヨコハマはびねすぽっとアクセス件数8,049,664件)するとともに、ツイッターでの子育て情報の発信も行った。 ○父親の子育てを支援するページ「ヨコハマダディ」の充実を図った(ヨコハマダディホームページアクセス数36,583件)。	■実施にあたっての課題 引き続き情報発信を強化していく。
6	1	②	4	身近な店舗・施設等での情報発信	子育て中の家庭への情報発信を強化するため、日常的に利用する身近な店舗や公共施設等で、子育て情報に関するパンフレット等を配布します。	実施	推進	○各区や地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、その他公共施設等において、パンフレットやチラシ等により、子育て情報の発信を行った。 ○ママ・パパが赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA2012」を市内の産科・小児科、子育て施設、区役所等で約34,000部配布し、子供を産み育てることの喜びを広く発信するとともに、詩集に子育てに関する電話相談や子育て応援サイトの情報を掲載することで情報発信を行った。 ○民間のフリーペーパーとの協働により、子育て情報を発信した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 「トツキトウカYOKOHAMA」について、子どもを産み育てることの夢と希望、命の大切さを社会全体で共有するための貴重な役割を果たしているとの声が多く寄せられている。 ■実施にあたっての課題 市民向けパンフレットとの連携など今後も様々な手法で情報発信を強化する必要がある。
7	1	②	5	外国籍や外国につながる子どものいる家庭への情報提供	外国籍や外国につながる子どものいる家庭が、子育てに関する情報を入手しやすいよう、より効果的な情報提供のあり方について関係機関や支援機関と連携して検討します。	実施	推進	○各区局において保育所や手当、放課後施策、小児救急、学校関連の案内等の外国語版のパンフレットやチラシ等を配布した。 ○多言語による情報発信のあり方について、横浜市独自の「やさしい日本語」の基準をプロジェクト(市民局主催)で検討した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 関係機関からは、外国籍や外国につながる家庭は子育て世帯など若い世帯が多く、相談や情報提供も子育てに関するものが多くなっているが、様々なところに情報が十分集約できないとの声が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 引き続き効果的な情報提供のあり方について検討する必要がある。

8	1	②	6	地域との連携による母親教室（両親教室）や父親向け講座の実施	地域子育て支援拠点と連携して母親教室（両親教室）を開催することにより、妊娠中から子育て支援の場に足を運ぶ機会や、子育て中の親子と触れ合う機会づくりを進めます。また、地域子育て支援拠点や子育て支援NPO等と連携して、乳幼児の父親等に向けた多様な講座を地域で展開します。	実施	推進	○各区において地域子育て支援拠点等と連携して両親教室を行ったほか、妊婦や乳幼児の父親等に向けた講座を地域で開催した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 土曜日に開催するなど、父親の育児参加を促すきっかけとなっている。 ■実施にあたっての課題 子育て支援課や区と連携し、さらに展開を進める必要がある。
						実施	推進	○父親の家事・育児の推進を支援するため、「パパスクール事業」を実施した。子育てにもっと関わりたいという男性や社会のニーズに応じて、講座やウェブサイトの内容を充実させることができた。 【地域版パパスクール】 ・平成24年7月～（4区で5回程度の連続講座を開催） 【ウェブサイト「ヨコハマダディ」】 ・通年稼働（原則週1回更新） 【地域におけるパパ講座事業への支援】 地域子育て支援拠点等運営法人との連携による、パパ向け講座の実施（17団体）	■利用者・実施事業者の意見・評価 地域版パパスクールについて、講座参加者のアンケートによる満足度は高く、子どもとの関わり方などの知識習得だけでなく、「パパ友ができて良かった」、「地域との関わりを考えるようになった」などの感想が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 区役所や地域子育て支援拠点等、地域の身近な施設で開催するパパ向け講座の更なる定着や、受講をきっかけにしたパパ友ネットワークづくりの支援を進めることが必要である。
9	1	③	1	産科・周産期病床の拡充	市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組みます。	実施	拡充	○出産を取り巻く医療環境の整備を図るため、さまざまな施策を活用して、分娩を取り扱う施設を支援するとともに、妊婦の不安軽減に向けた支援を行った。 ・周産期救急患者の受入体制を充実する「産科拠点病院」の整備に向け、候補の3病院（横浜労災病院・市民病院・済生会横浜市南部病院）を準備病院として指定し、輪番により産科医師の複数当直を実施した。 ○産婦人科医師2名当直体制の強化を進め、産科拠点病院の整備に向けて準備を進めている。	■実施にあたっての課題 分娩の取り扱いを中止する施設もあり、引き続き、出産できる医療施設の提供や、緊急時の応急体制の確保に取り組む必要がある。
10	1	③	2	小児救急医療体制の充実	24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している市内7か所の「小児救急拠点病院」を中心とした診療体制を維持し、小児救急医療提供体制の充実を図ります。	実施	充実	○引き続き市内7か所の小児救急拠点病院を中心に、小児救急医療体制の機能強化を進めた。 ○各病院の24時間救急医療体制を整備することにより、小児科専門医による全休日夜間の小児科医の当直体制を確保し、小児二次救急医療の充実を図った。また、小児救急医療体制を実施する医療機関に費用の一部を助成し、小児科医師の集約化をすすめた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 小児救急医療体制の充実を図る中で拠点病院の整備及び機能強化を進めた結果、小児救急拠点病院に医師の集約化が進んでおり、小児二次救急医療体制の安定稼働を図ることが出来ている。 ■実施にあたっての課題 勤務医の過重労働など救急医療を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、引き続き、小児救急医療提供体制の充実を努める必要がある。また、市民に対しても救急医療体制の周知等、情報発信を効果的に実施する必要がある。
11	1	③	3	小児救急・産科電話相談体制の拡充	小児救急や産科に関する案内・相談など、初期救急医療に関する情報提供・電話相談に総合的に対応する「救急医療情報・相談センター（仮称）」を整備します。	実施	拡充	○救急医療情報センター、小児救急電話相談、産科あんしん電話を実施する「救急医療情報・相談ダイヤル（＃7499）」を運営しました。	■利用者・実施事業者の意見・評価 小児救急の相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。また、産科あんしん電話についても、妊婦の方の不安解消につながっている。 ■実施にあたっての課題 救急車の適正利用及び二次医療機関への軽症患者の集中を緩和をするため、より一層情報提供・相談事業を充実させる必要がある。
12	1	③	4	小児救急の適正利用の推進	地域の子育て支援団体と区役所との協働などにより、小児救急のかかり方や家庭での看護に関する教室・講演会等を開催します。また、休日・夜間に診療している地域の小児科や小児救急に関する相談窓口等について情報提供を行うなど、子育て家庭の安心につながる取組を進めます。	実施	推進	○小児救急医療の現状や医療機関の役割、家庭看護等について市民に啓発を行った。 ・各区で小児救急の現状、小児救急のかかり方、家庭看護等の啓発講座を中心に取り組み、講座以外にもパンフレットや啓発グッズの作成、窓口設置等を実施 ・市内中心部において消防局と共に小児救急啓発イベントを開催（参加者：4,000人） ・こどもの救急イベントを3箇所の商業スペースで開催し、小児救急のかかり方、家庭看護法の啓発、小児蘇生法講習会等を実施（参加者：合計7,000人） ・保育所園児の保護者に対する啓発 ・家庭看護、小児救急の情報掲載した「こどもの病気・ケガ」32,000部の発行 ・「小児救急のかかり方HANDBOOK」の38,460部の発行 ・東映映画「はなかつぱ」とタイアップした小児救急電話相談番号を周知する葉60,000枚を作成し小児科標榜の医療機関689か所、区役所、図書館、子育て支援拠点等に配布	■利用者・実施事業者の意見・評価 講座参加者からは「役に立った」「参考になる」等の意見が多かった。 ■実施にあたっての課題 毎年、新たに33000人が親になる中、継続して行われる必要がある。保護者のみならず、子育て支援を行う市民や保育所などの施設スタッフに対しての啓発も必要である。
13	1	③	5	小児医療費助成	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前までの子どもについては入院・通院に係る医療費、小学校就学から中学校卒業までの子どもについては入院に係る医療費を助成します。今後も引き続き、制度のあり方を検討していきます。	実施	推進	○医療費助成の対象となる市民に医療費助成を実施した。（対象者数：182,538人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 年齢制限や所得制限限度額を超える世帯から、医療費助成の対象とするよう市民からの提案が28件あった。 ■実施にあたっての課題 景気低迷等に伴う所得の減少による対象者の増から、助成費用が年々増加している。また、近隣他都市との比較から、対象者拡大に関する要望が多い。
14	1	③	6	不妊相談及び治療費助成	身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。また、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	実施	推進	○身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談等を実施した。また医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。平成23年度より助成初年度は2回から3回までにひきあげた。不妊専門相談及び特定不妊治療費助成ともに増えている。 ○周知により実績が増えている。（助成件数 H23：3,951件 →H24：4,761件）	■実施にあたっての課題 引き続き、制度の周知を図るとともに、平成24年度から開始した不育症専門相談へも対応していく。妊娠適齢期の男女への不妊症に関する正しい知識の普及啓発を進める必要がある。

基本施策2 地域における子育て支援の充実

15	2	①	1	地域子育て支援拠点の拡充	子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て家庭向けの相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点」を各区1か所設置します。	15か所	18か所	<p>○全区に各1か所設置済</p> <p>○設置後5年経過した施設において、その間の事業の振り返り結果を踏まえて、次期5か年度の事業者を公募した（鶴見区、戸塚区、泉区）</p> <p>○設置後5年経過した施設や体制の整った施設では、新たに横浜子育てサポートシステムの区支部機能を追加した（鶴見区、神奈川区、南区、港南区、金沢区）</p> <p>○拠点の人材育成機能を活用し、出張ひろばモデル事業を実施した（港北区、瀬谷区）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>利用者については、各拠点で実施しているアンケート等から、「一人でも気軽に来館できる雰囲気がある」「スタッフが丁寧に対応してくれる」など概ね高い評価を得ている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>全区に整備が完了したところであり、今後は、各区の特性に応じたニーズをふまえ、事業内容のさらなる充実が必要である。特に、人材育成機能について、全区共通の目的や取組の方向性を整理する必要がある。</p>
16	2	①	2	親子のつどいの広場の拡充	NPO法人や子育て支援活動団体などが、商店街の空き店舗やマンション・アパート等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、相談、情報提供を行う「親子のつどいの広場」の整備を進めます。	28か所	54か所	<p>【広場の新規開設】</p> <p>○新たに6か所（鶴見区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、青葉区）で開設し、市内42か所で実施した。</p> <p>○運営団体の募集及び選定委員会を行い、25年度開設に向けて5か所（神奈川区、南区、磯子区、港北区、青葉区）を選定した。</p> <p>○新規広場の募集にあたり配置の考え方について各区と検討するとともに、区や地域子育て支援拠点が日頃の活動の中で、地域で活動するグループ、サロンの人材育成、活動支援を行ってきた結果、運営団体の掘り起し及び応募の増加につながることができた。</p> <p>【広場における一時預かりの実施】</p> <p>○広場における一時預かりについて、10月から新たに1か所で開始し、市内17か所で実施した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>・新規開設された区では、「これまで遠くに出かけなければならなかったが、身近な地域で利用できるようになった」など、開設を歓迎する声が利用者から聞かれている。</p> <p>・広場の一時預かりについて、「日頃利用し慣れている場所に安心して預けることができる」といった利用者の声や、「利用者も含めみんなで子どもを温かく見守る雰囲気が生まれた」といった実施事業者の声など、概ね高い評価を得ている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>・今後の拡充に向けて、他の地域子育て支援の場も含めた未整備地域への効果的な配置の考え方の整理を行うとともに、担い手の掘り起し・育成策の更なる充実に取り組む必要がある。</p> <p>・拡充を進める中、質の確保・向上のための取組や、幅広い利用者層への利用促進策についても、検討する必要がある。</p>
17	2	①	3	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や子育て情報の提供など地域の親子への支援を行う「幼稚園はまっ子広場」や「保育所子育てひろば」の整備を進めます。	幼稚園はまっ子広場 21か所 保育所子育てひろば(常設園) 32か所	幼稚園はまっ子広場 27か所 保育所子育てひろば(常設園) 51か所	<p>○地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、地域の子育て中の親子への支援として、施設開放や育児講座などを開催したほか、子育て情報の提供を行った。</p> <p>○私立幼稚園はまっ子広場（常設園）を市内20か所で実施した。</p> <p>○保育所子育てひろば（常設園）を市内33か所（市立24か所、私立9か所）で実施した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>・保育所子育てひろばでは、担当保育士が施設開放時に常駐し、顔の見える関係を築くことができるなど、地域の身近な施設において、安心して子育ての相談等を行うことができるとの声が利用者から聞かれている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>既存資源を活用した取組であるため、時間・場所・人員などの制約があることと、他の親子の居場所との配置バランスを考慮しながら整備を進めていく必要があることから、整備が進んでいないことが課題である。</p> <p>今後は、各園が取り組みやすくなるように制度設計の組み換えを検討しつつ、保育所所管課や各区と調整・連携して取り組む必要がある。</p>
18	2	①	4	子育て支援者の相談会場の拡充	子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる会場を増やします。	実施	拡充	<p>○子育て支援者による相談会場について、区の意向等を踏まえて、新たに3会場（中区、青葉区、戸塚区）増設した（計172会場）。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>・利用者からは、「地域の身近なところで相談など受けられるようになってよかった」等の声が寄せられている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>会場の増設にあたっては、毎週、同じ曜日の同じ時間帯で開催できる会場の確保が難しいとの声があるため、各区の状況に応じた会場の選定について検討が必要である。</p>
19	2	①	5	子育てサロンの開催会場の拡充	町内会館や地域ケアプラザ、地区センター等の地域の身近な場所で、親子が交流できる場を開催する地域の活動を支援します。	実施	拡充	<p>○各区において、町内会館や地域ケアプラザ等の地域の身近な場所で、子育てに関する情報提供・相談・交流の場の提供などの子育て支援に取り組んだ。</p>	<p>■実施にあたっての課題</p> <p>地域子育て支援拠点や親子のつどいの広場など常設の親子の居場所をはじめ、子育て支援者の相談会場などの実施状況を踏まえて、子育てサロン開催会場の拡充について区と連携して取り組む必要がある。</p>
20	2	②	1	地域子育て支援拠点を中心としたネットワークの活性化	「地域子育て支援拠点」と区役所が中心となって、子育て支援に取り組む団体や機関、関係者のネットワークを作ります。それにより、地域のどこでどのような支援が行われているか相互に把握し、連携を図りながら、様々な課題を抱える子育て家庭に対して、適切な支援につなげていきます。	実施	推進	<p>○各区において、地域子育て支援拠点と区役所が連携して、子育て支援関係団体の代表者からなる連絡会議の開催や、子育て支援グループによる交流会の実施、子育てサロンへの訪問・研修など、支援者間のネットワークづくりを実施した。</p> <p>○拠点利用者に呼びかけて、子育て情報マップを作成するなど、子育て当事者と地域の子育て関係者のつながりづくりも進めた。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>目指すべきネットワークの姿については、拠点運営法人からは、今後も継続して話し合うべきとの声が聞かれている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>ネットワークづくりについては、地域のさまざまな関係機関・団体と連携・調整して進めていくため、拠点と区役所がより一層協働して実施する必要がある。</p>

21	2	②	2	地域子育て支援に関わる人材の育成	「地域子育て支援拠点」「親子のつどいの広場」、保育所の「育児支援センター園」など、親子の居場所や支援機関のスタッフ、子育て支援に関わる人の知識・技術や意欲を高めるよう、研修を充実します。 また、子育て支援に関わる人を増やすため、地域の人材の育成に努めます。	実施	推進	○研修毎に、対象者に合わせたテーマ設定を行い、講演会形式やグループワーク形式での研修を実施した。 ・地域子育て支援関係者を対象に、「知っていますか？DVのこと」（2回実施、各回60名）のテーマで講演会を実施した。 ・地域子育て支援拠点、親子のつどいの広場、保育所子育てひろばのスタッフを対象に、スタッフとして必要な知識・技術を得るための基礎研修（1.5日、42名）及び応用研修（1.5日、42名）を実施した。 ・地域子育て支援拠点、親子のつどいの広場、乳幼児一時預かり事業実施施設のスタッフを対象に、施設内での傷病発生時に対応するための知識・技術を得るための「日本赤十字社幼児安全法」講習会（4コース、各コース20名〔うち1コースは同内容を3回実施〕）を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 研修後のアンケートでは、「現場で活かせる知識等が習得できて有意義だった」「日頃の安全管理に直結する具体的な知識と技術を学べるので引き続き受講の機会が欲しい」など、概ね高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 ・親子の居場所の拡充に伴い、開催回数の増加をはじめ、開催場所や内容にも工夫が必要になってきている。あわせて、スタッフにより有する経験や知識が異なることから、キャリアに応じた階層別研修等の開催についても検討が必要である。 ・多様化、高度化する子育て支援ニーズに的確に対応するとともに、地域子育て支援に関わる人材の裾野を広げるため、今後の人材育成のあり方について検討していく必要がある。
22	2	②	3	市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（試行実施）	保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした「保育資源 窓ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。 ※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等	— (22年度新規)	推進	○平成23年度からの試行実施区及び（4区7園）、平成24年度からの試行実施区（7区9園）の現況を把握し、実施に向けた課題等を話し合いながら、各区の実情に応じた事業計画書等の作成等を区局で行った。 ○平成25年度からの試行実施区の募集を行い、7区8園の選定を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業に対する各区・園の理解が進んだ。 ■実施にあたっての課題 各保育資源の理解を得ながら事業を進める必要があるため、まずは各園の専任保育士を中心に「顔の見える関係づくり」をどのように行っていくかが課題となる。また、平成26年度に行う事業検証の手法等について、引き続き議論を深める必要がある。

基本施策3 未就学期の保育と教育の充実

23	3	①	1	保育所整備	庁内に「緊急保育対策支援会議」を設置し、待機児童対策に向けた区局の連携をより強化するとともに、市有地の活用や民間ビルなど、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。	保育所定員 38,295人 (H22.4.1現在)	保育所定員 44,100人 (H27.4.1現在)	○保育所整備量の確保策として、県有地等の借地や民間土地を活用した整備、既存ビルの改修など、多岐に渡る手法で整備を実施。その結果、74か所の新設及び定員変更等の5,309人定員を増加し、市内保育所総数580か所、総定員48,916人となった。 ○法人所有地や民間ビルなどを活用し、多様な手法により保育所整備を進めた。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図った。	■実施にあたっての課題 保育所等の整備に適切な場所の確保が困難になってきているため、あらゆる主体と連携した取り組みが必要になっている。また、保育士不足により運営体制の確保が困難になってきている。
24	3	①	2	空き定員枠の活用（送迎保育ステーションの整備等）	認可保育所の空き定員枠を活用するため、一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、空き定員枠のある複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。	実施	拡充	○送迎保育ステーションの新規整備については、平成23年度までに、中期4ヵ年計画における目標整備数を達成したので、平成24年度は整備をしていない ○送迎保育ステーション事業は、旭区2か所、戸塚区1か所、都筑区1か所、金沢区1か所で実施した。 ○都筑区1か所と金沢区1か所については、利用者が少なく今後のニーズが見込まれないため24年度末で事業終了とした。なお、都筑区1か所については、経過措置事業とし、併設乳児保育所に在園していた児童であって、卒園後、送迎先保育所へ入所し、かつ、利用を希望する児童に対し送迎を実施する。	■利用者・実施事業者の意見・評価 通園バスについては、事業実施者から、利用者の範囲や運行エリアの調整に負担を感じている。 送迎保育ステーションについては、送迎の利用児童数が少ない状況であり、保護者からは、送迎先保育所に週1回訪問しなければいけないことや利用料金（片道1回100円）の負担が大きいとの意見がある。 ■事業実施にあたっての課題 認可保育所の新規整備を行っているため、送迎保育の利用ニーズが少なく、併設する乳児保育所からの卒園児についても、卒園後に送迎を利用することで利用者数は増加していくと見込んでいたが、23年度末の卒園児の多くは、保護者が直接送迎可能な認可保育所や幼稚園へ入所し、送迎保育ステーションが利用されない結果となった。そのため、実施施設数を縮小するなど、事業を見直していく必要がある。 乳児保育所卒園児の利用にあたっては、送迎先保育所数のいずれに入所できるかが見込めないとの意見があり、課題となっている。
25	3	①	3	横浜保育室の助成充実	3歳未満の低年齢児の待機児童解消を図るため、本市が独自に認定した横浜保育室に定員規模に応じて運営費を助成するとともに、整備費を助成することで、既存施設の運営の安定化と新規参入を促進し、定員を拡大します。また、保護者負担の軽減を図るため、所得に応じた保育料の軽減を行います。	横浜保育室定員 4,309人 (H22.4.1現在)	横浜保育室定員 5,000人 (H27.4.1現在)	○4か所、80人定員を増加し、156か所、5,257人となった。 ○保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成した。通常募集だけでなく、都心部への整備を目指して特別募集も行った。また、工事期間中の賃借料補助も開始した。 ○保育料の軽減助成を所得に応じて1万円～5万円の5段階に拡充し、障害児保育費（重度）についても拡充を行った。 ○横浜保育室事業への国費導入が実現し、3歳児助成の拡充及び児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（最低基準）を満たす施設への助成拡充を行った。	■実施にあたっての課題 ・横浜保育室を多く整備したときに、その地域では卒園した後の3歳児の保育場所の確保が課題となる。 ・認可保育所の増加に伴い、横浜保育室の空き定員も拡大しているため、入所率が課題となっている。 ・特に都心部で適切な場所の確保が困難。

26	3	①	4	一時保育（一時預かり）の拡充	就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。	一時保育 227か所 乳幼児一時預かり事業 4か所	一時保育 356か所 乳幼児一時預かり事業 14か所	○就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施した。 （市立45か所、民間259か所：計304か所） ※横浜保育室については129か所で実施（平成25年4月1日現在） ○整備費補助では、受入人数を一日当たり10人から5人に緩和し募集をしたが、申請には至らなかった。 ○乳幼児一時預かり事業実施施設を新規4か所開設し、計14か所で実施した。 ○保育の質の向上を図るため、新たに乳幼児一時預かり事業実施施設を対象とした研修を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保護者からは、受け入れ人数や保育士の確保から希望の利用日に利用できない場合があり、一時保育の実施施設の拡充や受け入れ数の拡大が求められている。保育所からは、毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しいという意見がある。 ■実施にあたっての課題 待機児童の解消のため、既存施設における入所定員の増が求められていることや、保育士の確保が困難となっていることから、実施施設の増が難しくなっている。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 ・施設数の増加に伴い、保護者の多様なニーズに対応できるようになってきている。 ・施設数が増加している中でも、全施設の平均の稼働率は前年度より上昇している。事業者からは、予約受付開始後すぐに予約が埋まり、キャンセル待ちが発生するなど、日中の時間帯を中心に利用が殺到しているとの声が聞かれている。 ■実施にあたっての課題 ・この事業は、一時預かりの実績のある認可外保育施設に補助することで実施しているが、該当事業者が限られており、新規事業者の応募が少ないことが課題である。今後、対象になる事業者に対し、事業の趣旨等を説明するなど働きかけを行う必要がある。 ・拡充を進める中、一時預かりの特性をふまえた保育の質の維持・向上を図る必要がある。 ・実施事業者が、安定的に事業実施・施設運営を行えるよう、制度の検討を重ねる。
27	3	①	5	家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施	低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。	家庭的保育定員 160人 (H22.4.1現在)	家庭的保育定員 550人 (H27.4.1現在)	○家庭的保育定員は535人となった。（25年4月現在） ・家庭保育福祉員：56人、定員220人（25年4月現在） ・NPO等を活用した家庭的保育：36か所、定員315人 ○家庭保育福祉員の新規募集を行い、新たに6名（定員18名分）の福祉員を認定した他、3人型から5人型への移行を3人（定員6人分）も行った。 ○NPO型家庭的保育の事業実施者募集を計4回行い、20施設を選定した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 家庭保育福祉員からは、災害等緊急の事態に備え、常時複数での保育を求める声がある。 ■実施にあたっての課題 家庭保育福祉員への応募者が少なく、制度の周知や担い手の掘り起こしが必要である。 また、NPO型については、整備を希望する場所に、最低基準面積等を満たす物件を確保すること、事業を実施するNPO法人等の掘り起こしが課題であり、認定要件を満たす物件と事業者をマッチングする仕組みが必要である。また、事業の質を確保するための研修会等の充実についても必要である。
28	3	①	6	幼稚園預かり保育事業の充実	保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。	幼稚園預かり保育利用者 2,363人 (H22.4.1現在)	幼稚園預かり保育利用者 3,400人 (H27.4.1現在)	○預かり保育実施園に対して運営費を助成し、長時間保育を実施した結果、幼稚園での長時間保育利用者数の増につながった。 ・認定園の増を図るため、新規認定申請説明会では実際に預かり保育を実施している通常型、平日型それぞれの園から、運営状況等について実施園の視点から説明を行い、誘致を図った。また、認定申請の機会は年4回とし、幼稚園にとって申請しやすい環境を整えた。 ・幼稚園協会の協力を得て、新たに19園の申請に結びついた。 ・中期計画の目標（平成24年度実施園122園）を達成した。 ・幼稚園協会の協力を得ながら未実施園への個別の働きかけを行った。 ・平成25年4月から開設の8園、5月から開設の1園を含め、24年度内は計19園認定し、認定園数131園となった。 ・平成25年3月の利用者は4,083人（24年度中の利用者は月平均で約3,500人）。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・実施園からは、預かり保育を実施した結果、「保護者のニーズが高まり、入園児が増加した」「保護者との距離が近くなり、きめ細かい子育て支援ができるようになった」との評価をいただいている。 ・保護者からは、「保育所以外の選択肢が広がった」「働いていても幼児教育を受けさせることが出来る」「預かり保育をやっているからこの幼稚園を選んだ」との評価をいただいている。 ■実施にあたっての課題 本市預かり保育事業を実施する幼稚園を増やしていくために、事業に対する幼稚園の理解と協力を得ること。
29	3	①	7	事業所内保育施設の設置促進	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。	事業所内保育施設入所者数 728人 (H22.4.1現在)	事業所内保育施設入所者数 850人 (H27.4.1現在)	○事業所内保育施設の入所者は1,108人となっている。（平成24年4月1日現在） ○既認定施設2か所、新規認定施設1か所に対して運営経費の助成を行った。 ○整備費助成では、申請期間を2回設けて幅広く募集を行った。平成24年度は株式会社で1件新設された。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、従業員の中に保育を必要とする人が少ないとの声や、運営費助成の期限（3年間）を撤廃してほしいとの声がある。 ■実施にあたっての課題 認可保育所の新規整備を行っているため、事業所内保育所の利用ニーズが少ない。
30	3	①	8	市立保育所の更なる活用	定員外入所の受け入れ人数拡大や、駐車場整備等による利便性の向上など、既存の市立保育所を最大限活用して待機児童解消を図ります。	実施	推進	○市立保育園25園で施設の改修等を行うとともに、様々な工夫により、239人分の受入枠を拡大した。	■実施にあたっての課題 これまでも改修工事等も含め、あらゆる工夫を施してきたことから、今後、1・2歳の受入枠を拡大するにあたっては、これまで以上の工夫が必要となる。また、増改築工事を実施するにあたっては、保育を継続しながらになることから工期が長くなるが、3月末までに着実に工事を終えることが必要になる。

31	3	②	1	保育時間の延長	就業形態の多様化に伴う延長保育のニーズに対応するため、時間延長サービスの拡充を図ります。	実施	拡充	○市立保育園については、多様化する保育ニーズへの対応を図るため引き続き55園で時間延長サービス実施している。 ○民間保育園については、時間延長サービス実施に係るローテーション保育士雇用経費等を助成し、399園で時間延長サービスを実施している。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保護者からは、個別の園ごとに実施時間を延長する希望が寄せられた。民間保育所からは、利用料徴収に関する手続き、助成金請求事務の簡素化についての意見が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 保育所における長時間の開所にあたっては、保育従事職員を計画的に配置するなど十分配慮しなければならないため、事前に利用者を的確に把握する必要がある。
32	3	②	2	一時保育（一時預かり）の拡充 <重点取組①再掲>	就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。	一時保育 227か所 乳幼児一時預かり事業 4か所	一時保育 356か所 乳幼児一時預かり事業 14か所	(前掲：3-①-4)	(前掲：3-①-4)
33	3	②	3	休日保育の拡充	ターミナル駅など利便性の高い場所を中心に施設の整備を進め、広域的に利用できる施設を増やします。	10か所	27か所	○日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、9か所（市立1か所、民間8か所）休日保育を実施している。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、休日に保育を実施することに対し、否定的な保育所が多いことや、休日に開所することによる平日の保育への影響が大きいことことから、複数の保育所により共同実施することや、障害児を受け入れた際の助成内容の向上などの要望が寄せられている。 ■実施にあたっての課題 利用ニーズの見込みが立たないことによる、保育に従事する職員の確保が課題である。
34	3	②	4	障害児等の保育	全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。また、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ促進に向けて、医療機関との連携強化など、体制の整備を進めます。	実施	推進	○市立保育所全園での障害児受入体制を整備した。 ○結果として市立保育所で障害児・特別支援児の入所者がいた園は91か所あり、受入れ率は約96.8%であった。 民間保育所では障害児の入所者がいた園は266か所あり、受入れ率は約52.4%であった。（平成24年4月1日現在）	■利用者・実施事業者の意見・評価 医療的ケアの必要な児童の受入れについては、広聴などにも要望がある。 ■実施にあたっての課題 医療的ケアの必要な児童の受入状況についてヒアリングを行った。看護師によるケアの体制が十分にとれるよう看護師を確保できる体制作りが必要。また、看護師が必要な相談をできる仕組み作りや、医療機関や行政のバックアップ体制の構築が必要である。
35	3	②	5	病児保育の拡充	就労世帯において、子どもが病気の際に家庭で保育できない場合に、子どもを預かる病児保育施設の整備を進めます。	11か所	27か所	○16か所（12区）で病児保育事業を実施した。 ○横浜市内の小児医療機関に対し制度案内の送付及び新規募集を行い、新たに1か所の整備を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 全体の利用児童数だけでなく、1施設あたりの利用児童数も増加しているが、実施事業者からは、当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少が課題であるとの意見が多い。 医療機関からは、現在の要綱などでは実施の具体的なイメージがわからないことや看護師の確保が困難との意見がある。 市民からは、身近な場所で利用できるよう実施施設を増やすことなどが求められている。 ■実施にあたっての課題 応募者数は、年度ごとに件数・地域ともにばらつきがあり、全区で展開させるには色々課題が多い。今後、施設の増加に伴い、地域ごとの利用に格差が生じないように、未実施区・地域に限定した募集を行うなど、募集方法の見直しについて検討の必要がある。 また、関心のある施設が実施につながるよう、広く募集するだけでなく、必要な情報提供や実施に向けた支援を行う必要がある。
36	3	②	6	子育てサポートシステムの推進	地域の中で子どもを預け、預かりあう「横浜子育てサポートシステム」について、利用者のニーズに応じた、より利用しやすいシステムとするため、専任のコーディネーターを配置するなどして、区支部事務局の機能強化を図ります。	区支部事務局の 機能強化 2区	15区	○利用会員と提供会員の登録・研修、コーディネート等の事務局運営を、委託により実施した。 ○地域子育て支援拠点設置後5年が経過した区や体制の整った区で区支部事務局機能を地域子育て支援拠点に移管し、機能強化を図った（24年度5区〔鶴見区、神奈川区、南区、金沢区、港南区〕、累計10区）	■利用者・実施事業者の意見・評価 区支部事務局の機能強化を行った区では、 ・専任のコーディネーターの配置により、入会説明会を個別や訪問で行うことができるようになり、利用者の希望に応じたきめ細かな対応ができるようになった。また、会員同士の顔合わせに専任のコーディネーターが立ち会うことで、活動の事前調整が円滑になり、利用会員・提供会員双方の安心感につながった。 ・地域子育て支援拠点が事務局を担うことで、サポートシステムによる預かりに加えて、子育て情報の提供や相談など、幅広い子育て支援ができるようになった。また、親子が集う広場で事業周知することで、就労に関わる支援以外の、在宅子育て家庭のリフレッシュでの利用が増えた。 ・地域子育て支援拠点のネットワークを活かして、区子ども家庭(障害)支援課と連携し、地域ケアプラザへの事業周知や、出張説明会の開催、小中学校でのPR等、広報活動の充実が図られた。 ■実施にあたっての課題 区支部事務局業務の移管にあたっては、十分な期間を設け、本部と連携しながら丁寧な引き継ぎを行うほか、利用者への周知を早めに行う等、円滑に移行できるよう準備を進める必要がある。

37	3	②	7	市立保育所の民間移管	保育時間の延長や一時保育などの多様なニーズに効率的に対応するため、市立保育所を年4園程度民間移管します。	実施	推進	<p>○平成25年度民間移管予定園（4か所） 園長予定者、主任保育士予定者による引継ぎ（4月～3月）、次年度担任保育士予定者による共同保育（1月～3月）、保護者・法人・横浜市で構成される三者協議会（5月～2月）等を実施した。</p> <p>○平成26年度民間移管予定園（2か所） 法人選考委員会（5月～11月）を開催した。6～7月に移管先法人の募集を行い、書類選考、実地調査、法人面接を経て、11月に移管先法人を決定した。</p> <p>○平成27年度民間移管予定園（2か所） 移管予定園を10月に発表し、保護者説明会、個別相談を実施した。</p> <p>○既移管園（32か所）のアフターフォローを行った。</p> <p>○既移管園では、平日20時までの保育時間延長、3歳児以上への主食提供が32園すべてで実施されているなど、保育サービスが充実している。また、移管により一定の経費縮減効果が得られている。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 平成23年度に既移管園の保護者アンケートを行ったところ、回答者の約9割が移管後の保育に「満足」「どちらかといえば満足」と答えている。移管後の園運営は概ね順調に行われており、新たに実施されているサービスについても好評である。</p> <p>■実施に当たった課題 ・各区の市立保育所について、今後の民間移管の考え方、方向性を改めて検討する必要がある。 ・民間移管後も土地の所管は横浜市にあるため、土地に関わる諸問題の対応については横浜市が責任を持って行う必要がある。これまでに32園を民間移管しており、今後も民間移管を継続していくことにより、管理する対象が増加し、それに伴う事務も増加していくことが課題となっている。</p>
38	3	③	1	保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定及び推進	国が策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（保育の質を高め、深化拡大する保育所の役割を十分に果たすためのプログラム）」を踏まえ、「保育所職員の研修体制の見直し・充実」「人材確保に向けた取組」「保育所の自己評価による質の向上」「小学校や地域の関係機関との連携強化」等を実現するためのアクションプログラムを策定、推進します。	実施	推進	<p>○平成22年度に策定した「横浜市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を推進するため、市立・民間保育園長による検討会を設置し、「保育の振り返り（自己評価）の推進、研究発表会の推進、横浜版保育課程の取組の推進、保育所児童保育要録の取扱事項の検討」など、横浜の保育の質の向上を目指す内容となった（4部会×3回開催）。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 園内研修を工夫しているのが、その成果を発表できる場ができるのはよい。他の園で行っている園内研修の内容について知りたい。公民検討会で横浜の指針となるものができるのは良いと思う。</p> <p>■実施にあたっての課題 プログラム推進にあたり、地域での研修を充実させていく必要がある。</p>
39	3	③	2	福祉サービス第三者評価制度の充実	保育サービスの向上・充実に実施している「保育所の福祉サービス第三者評価」について、国の指針やガイドラインに沿って評価内容の見直しを行います。また、保育所への制度の周知や、評価調査員に対する研修の充実を図り、第三者評価の定着・促進をめざします。	実施	推進	<p>○横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会保育分科会を開催し、国の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（保育所版）に合わせた見直しの検討を行った。その結果、自己評価についての項目などの改訂を行った。</p> <p>○「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年12月横浜市条例第60号）が制定され、平成25年4月1日から施行している。 この条例において、認可保育所についても、業務の質の評価について義務化を行った。保育所に関しては、保育の質の向上を図っていく上で、業務の質の評価は重要であるため、具体的な内容を「横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱」を制定し、5年に一度、横浜市福祉サービス第三者評価を義務化した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会・同保育分科会の委員から、第三者評価の義務化にあたって、施設の負担を軽減するため、第三者評価の受審料の助成についての要望があった。</p> <p>■実施にあたっての課題 第三者評価の義務化にあたって、評価調査員に対する研修や受審料の助成など、約600に及ぶ認可保育所が5年間でスムーズに受審を行えるような支援が必要である。</p>
40	3	③	3	市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（試行実施）＜基本施策2再掲＞	保育の質の向上と地域子育て支援の充実に目的とした「保育資源 ※ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。 ※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等	— (22年度新規)	推進	<p>(前掲：2-②-3)</p>	<p>(前掲：2-②-3)</p>
41	3	③	4	運営指導や監査の充実	保育の現場での監査結果に基づき、きめ細やかで効果的な運営指導を行い、保育の質の向上を図ります。また、関係機関が連携を図り、適正な保育サービスの提供に向けて必要な指導・助言を行います。	実施	充実	<p>○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」並びに保育所運営費に係る本市の要綱等に基づき、施設の運営や児童の処遇、会計処理について指導監査を実施した。また、監査結果を関係区及び関係課と共有し、連携して改善に向けた是正指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地監査を行った認可保育所数：266施設 ・設備運営基準及び要綱に違反して改善報告書の提出を求めた指摘件数：48件 <p>○平成24年度監査で指摘した要報告事項は、平成24年度末時点ですべて改善済又は改善取組中となっている。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 5月には新設保育園の施設長及び新任の施設長を対象とした監査説明会を開催した。監査の趣旨・目的を説明したところ、十分な理解が得られ、その後の指導監査を円滑に行うことができた。</p> <p>■実施にあたっての課題 保育の質の確保に向け、関係区及び関係課と連携して改善指導に取り組む必要がある。</p>
42	3	④	1	幼稚園就園奨励補助金の実施	幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励補助金を継続します。	実施	推進	<p>○幼稚園就園奨励補助事業を継続し、市内61,723人の私立幼稚園児の保護者の負担軽減を図った。</p> <p>○世帯の市民税額に応じて6つの区分に分けて、幼稚園に通っている第一子の場合、補助単価年22万～4万8千円を補助した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中、前年度と同水準以上の補助単価を確保。 ・従来から国補助のないF区分が全世帯の4割強あるが市費で単独補助を行った。 	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜市幼稚園協会からは、就園奨励補助について、「質の高い幼稚園教育を受けさせたいと考えて幼稚園に入園させている保護者にとってこの上ない思いやりの支出である」とのご意見をいただいています。また、質の高い幼稚園教育の維持充実の観点から、公的補助として、補助単価の増額を求められています。</p> <p>■実施にあたっての課題 厳しい財政状況の中、前年度同様の補助単価の維持が課題となっている。</p>

43	3	④	2	幼児教育と小学校教育の連携促進と未就学期の教育に関する検討	幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、児童同士の交流を図るとともに、教員等の連携、接続期のカリキュラム開発、関係機関のネットワークを強化するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 また、未就学期の教育のあり方について検討を行います。	— (22年度新規)	推進	○平成23年度に発行した「育ちと学びをつなぐ～横浜版 接続期カリキュラム～」を、刊行物サービスクーナー及び子ども青少年局主催の関連する研修にて販売した（H24年度販売実績：1,319冊） ○「育ちと学びをつなぐ～横浜版 接続期カリキュラム～」の定着を図るため、実践事例集を作成し、市内幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校等計1,658か所で活用された。 ○小学校入学に際し、保護者が安心して入学を迎えることができるための保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を作成した。また、外国につながる保護者への支援を充実させるため、リーフレットの多言語対応（7か国語）版を作成した。いずれも、市内幼稚園・保育所・小学校など関係機関に配布し、現場のニーズに応える取組みになった。 ○乳幼児期からの育ちと学びの連続性・一貫性を図ることの重要性について共通理解を図るために、幼保では幼稚園協会・保育園長会・ネットワーク事業等で、小学校では児童支援専任会や区校長会で、研修を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・横浜版接続期カリキュラムを参考に、幼保小それぞれの現場でカリキュラムの作成及び実践が行われるようになり、取組が活発化してきた。 ・全国に先駆け取組みであったことから、全国20都市以上から問合せを受けるなど高く評価されている。 ・「安心して入学を迎えるために」のリーフレットに対し、「こういうものがほしかった。安心できた」という保護者の声が多数あった。 ・国際交流ラウンジや教育委員会と連携し、多言語版リーフレットを活用して説明会を行い、外国につながる児童や保護者から好評を得た。 ■実施にあたっての課題 ・接続期カリキュラムの研究の成果をより幅広く、また継続的に実践へとつなげていくことが課題となっている。また、実践を通して接続期カリキュラムのあり方について評価・検証に取り組み、更なる改善をする必要がある。
----	---	---	---	-------------------------------	---	---------------	----	--	--

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

44	4	①	1	放課後児童育成施策の推進	すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業の運営や活動内容の充実を図ります。 また、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に19時までの放課後の居場所を整えます。	19時まで放課後の居場所のある小学校区 232か所	ニーズの高い小学校区全て (309か所)	○19時までの放課後の居場所が256学区(5学区増)となった。 ・放課後キッズクラブ：86か所（4か所増） ・はまっ子ふれあいスクール：267か所 従来型 233か所 充実型 25か所 特別支援学校 5か所 ・放課後児童健全育成事業：202か所（5か所増・1か所廃止）	■利用者・実施事業者の意見・評価 キッズの保護者アンケートでは、安心して子どもを預けられるなど、概ね満足度が高い評価を受けている。 また、留守家庭児童への対応のため、キッズへの転換を望む保護者の声があがっている。 ■実施にあたっての課題 ・児童数が増え、19時までの放課後の居場所のニーズが高い学校における実施場所(余裕教室)の不足。 ・35人学級の実施による、更なる学校での実施場所の不足。 ・保育所の充実により、学齢期の居場所のニーズも増加している。
45	4	①	2	青少年地域活動拠点の整備・運営	地域で青少年の成長を支援するため、主に、中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流や社会体験・職業体験、学習サポート等を行なう「青少年の地域活動拠点」を設置します。	実施	推進	○9区で青少年の地域活動拠点を運営。 (利用人数 99,128人) ○平成24年4月に金沢区青少年の地域活動拠点「カナカツ」を開設した。 ○青少年が安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行う場として、利用者のニーズに応じたプログラムを提供した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 対象となる青少年の居場所としてだけでなく、青少年に関わる大人の活躍の場としても評価が高い。 ■実施にあたっての課題 安定的な活動を行うために、地域や団体の連携を強化する必要がある。
46	4	①	3	プレイパーク事業の推進	子どもの創造力を生かした自由で冒険的な遊び場ができるプレイパークが、より多くの子どもたちにとっての身近な居場所となるよう、活動団体を支援し、開催数の増加を図るとともに、区局の連携を強化していきます。	実施	推進	○開設か所数は4か所増の26か所となった（試行か所含む）。 ・参加人数：128,750人（15,371人増）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・普段はなかなか公園でできないことを体験することができた。 ■実施にあたっての課題 ・運営を担う地域ボランティアの確保、育成。 ・プレイパーク事業の周知。
47	4	①	4	青少年施設を活用した自然・科学・社会体験活動の推進	青少年施設（青少年交流センター、野島青少年研修センター、青少年育成センター）、横浜こども科学館や野外活動センターで実施する自然・科学・社会体験事業を通じて、多様な体験機会を拡充します。	実施	推進	○学校との連携事業や体験事業など、様々な体験活動のプログラムや体験機会を提供した。 ○社会的関心の高い題材を取り上げるなど、ニーズに応じたさまざまなプログラムを実施した。 ○自然体験活動などを主導する青少年指導者を対象とした研修を実施した。（青少年施設・野外活動施設） ◆施設利用人数 青少年交流センター 146,443人 青少年育成センター 56,109人 野島青少年研修センター 23,383人 三ツ沢公園青少年野外活動センター 22,163人 くろがね青少年野外活動センター 17,669人 こども自然公園青少年野外活動センター 30,600人 道志青少年野外活動センタースポーツ広場 2,665人 道志青少年野外活動センターキャンプ場 4,009人 横浜こども科学館 233,406人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・各施設において様々な体験機会を提供する以外に、施設利用団体が実施するプログラムに対するアドバイスを行うなど、柔軟に事業の実施及び支援をおこなった。 ・利用者より予約方法の改善要望があったため、25年度以降に予約方法の見直しを行う予定。（野外活動施設） ■実施にあたっての課題 ・プログラムがマンネリ化しないよう、引き続き、ニーズを捉えて新しいプログラムを実施する。

48	4	①	5	学校における体験的活動の充実	学校の特色を生かした校外学習や、体験的な学びを推進し、児童生徒の人間性や社会性の育成に取り組みます。	実施	充実	○年6回の『横浜の時間』実践講座を実施した。 ○教育実践フォーラムにて、生活科と『横浜の時間』の連続性を意識した「豊かな体験を通した学びの充実に向けて～『横浜の時間』の推進～」分科会を開催した。 ○『横浜の時間』HPにて、学習ガイドや学習課題に向けた取組情報を発信した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・体験をキーワードに、様々な提案が1つにつながっており、大変分かりやすかった。 ■実施にあたっての課題 ・小中の学びの中で、一貫した推進が今後の課題。
49	4	①	6	職場体験を中心とするキャリア教育の推進	中学校において職場体験を実施するなど、小中学校9年間を通したキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場面を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。	実施	推進	・小中一貫教育推進4ブロックでの指定（小7校、中4校）とY・Y NET上での情報発信 ・小中一貫教育推進4ブロックでの9年間を通した全体計画の作成 ・職業体験プログラムを143校（95%）で年2日以上実施	■実施にあたっての課題 ・小中9年間を通した系統的なキャリア教育を推進することが今後の課題。
50	4	②	1	思春期問題啓発事業の推進	思春期の青少年が抱える性的問題や飲酒・喫煙をはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座・シンポジウム等を開催するほか、地域における講座等に講師を派遣し、普及啓発を行います。	実施	推進	○（公財）よこはまユースが中心となって、「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」を実施した。 地域や学校、青少年育成に携わる市民・団体等が自ら企画・実施する講演会や研修会に無料で講師を派遣。 36回（30人以上/回）	■利用者・実施事業者の意見・評価 インターネット・携帯電話、子どもとのかかわり方等の様々なテーマに申込みがあり、子どもの心を理解する上で示唆に富む内容であったとの意見があった。 知っておきたい！子ども・若者どこでも講座（新規事業）は円滑に実施できたが、依頼者の要望意図をしっかりと把握し、講師をコーディネートすることが重要である。 ■実施にあたっての課題 思春期問題に限らず、広く地域の団体等に呼びかけ、啓発に取り組んでいく必要がある。
51	4	②	2	市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進	コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。 また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。	実施	推進	○青少年指導員による市内の古書店への有害図書類の区分陳列調査を実施した。区分陳列調査を実施した店舗のうち条例を遵守できている店舗は全体の83%であった。（7～8月）（69店舗） ○図書の区分陳列調査の結果、不備のある店舗等に対し、職員による立入調査を実施し、指導・啓発を行った。（年間42店舗） ○青少年指導員による全市一斉夜間パトロールを行った。（7月21日（土）22時～、247地区、2,454人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 毎年継続して調査を行っている結果、図書類販売業界の有害図書の区分陳列に対する認識が高まっている。 ■実施にあたっての課題 今後より一層の啓発を進めるため、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。
52	4	③	1	公益財団法人よこはまユース、青少年団体、NPO、学校等の連携による体験活動プログラムの開発	「公益財団法人よこはまユース」が中核となり、青少年団体、NPO、学校等の連携により、青少年が多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会を提供する体験活動プログラムを開発し、地域で体験活動を展開します。	実施	推進	○（公財）よこはまユースが中心となり、自然・社会体験を通じて青少年のコミュニケーション能力の向上と、社会性・人間性の形成を図るため、自然環境や社会資源を活用した体験プログラムを地域の団体と協働で実施した。 ・青少年サイエンスプログラムの実施（参加人数438人） ・高校生道志水源林保全活動ボランティア体験（参加人数38人） ・市民団体と連携した青少年向け自然・社会体験プログラムの実施（参加人数2,214人） ・社会資源等を活用した自然・社会体験プログラムの実施（参加人数1,400人） ・自然・社会体験プログラムの開発（少年団体の若手リーダーを中心としたプログラム開発会議（全5回）と開発プログラム試行（1回）を実施） ・青少年育成に活用できる活動資源の調査（50団体の活動事例、活動資源を調査）	■利用者・実施事業者の意見・評価 青少年団体等の協力により、横浜市内で気軽に体験活動に参加できる場を提供した。 また、横浜サイエンスフロンティア高校との連携事業（水源林ボランティア）など大勢の高校生が活動に参加した。 ■実施にあたっての課題 実施主体となる（公財）よこはまユースの活性化を図り、充実した事業となるよう支援を行う必要がある。
53	4	③	2	ユースコーディネーター養成と青少年育成者・団体の連携促進	「公益財団法人よこはまユース」が中核となり、さまざまな形で青少年に関わる指導者・育成者（ユースコーディネーター）を養成するとともに、青少年育成者や青少年団体の連携を促進することで、青少年育成に関する情報・ノウハウを蓄積し、共有化を図ります。	実施	推進	地域の青少年活動のコーディネートや活動のプランニング、青少年活動の相談・助言、青少年活動に関する講義や講師派遣、社会貢献活動のコーディネートを実施した。 ・青少年育成に活用できる活動資源の調査 54か所（団体）の活動事例、活動資源を調査 法人ホームページ（ユースマップ）で情報提供を行った ・地域力ステップアップ事業 ①活動コーディネーター②相談・助言③講師派遣④社会貢献活動コーディネーター ユースサポーター認定事業 実践経験もある次世代リーダーの青少年・若者に対して、青少年課題に関する研修等を行うことで、将来の青少年育成・支援者の拡大に寄与することを目的に実施した。 対象：少年団体、プレイパーク、青少年委員など青少年育成に関わる青少年・若者 参加者：35人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・地域力ステップアップ事業は、「企業のCSR活動支援事業」をもっと外部にも情報発信できる工夫をしたい。 ・ユースサポーター事業で、「若者リーダーの認定方法」は育成研修体系構築後とする。 ■実施にあたっての課題 今後は地域の青少年指導員や青少年団体などに向けての研修もを行い、地域で青少年を見守り育てる体制づくりと並行して指導者・育成者の養成を行う必要がある。

基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

54	5	①	1	青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの機能及び連携強化	<p>困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター※1、よこはま若者サポートステーション※2、地域ユースプラザ※3とによって構成される「ユーストライアングル」を中心とした連携を強化します。また、連携の中核機関として青少年相談センターの機能強化を検討するとともに、「こころの健康相談センター」やハローワークなど関係機関との連携を進めます。</p> <p>※1 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行う。</p> <p>※2 就労に困難を抱える若者とその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談や継続的支援を行う。</p> <p>※3 ※1、2の支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する。</p>	実施	推進	<p>○青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザとによって構成される三機関連絡会（定例的に開催）で、事例検討や情報交換、連携上の課題解決に向けた検討を行い、3機関において適切な支援につなげるためのガイドラインを作成した。また、ユーストライアングルのしくみわかりやすくイメージ化したチラシを作成した。</p> <p>○若者支援に携わる人材及び団体を役割に応じて効果的に育成し、市全体の支援者のスキルアップを図ることを目的として、「若者相談支援スキルアップ研修」を実施し、若者支援における人材育成の取組を強化した。</p> <p>○市内4か所目となる「よこはま東部ユースプラザ」を整備し、地域における不登校やひきこもりなどの状態にある青少年の自立支援の取組を充実した。</p> <p>【のべ利用者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>・青少年相談センター</td> <td>17,528人</td> </tr> <tr> <td>・若者サポートステーション</td> <td>18,512人</td> </tr> <tr> <td>・地域ユースプラザ</td> <td>19,430人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55,470人</td> </tr> </table>	・青少年相談センター	17,528人	・若者サポートステーション	18,512人	・地域ユースプラザ	19,430人	合計	55,470人	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 （3機関連絡会）定例的に実施者による会議を設けることで、実務者同士の「顔の見える関係」が構築され、さらに具体的なガイドラインができたことにより、円滑な利用者の紹介・引継が可能となった。また、ユーストライアングルのチラシを作成したことで、他機関や各団体に対して、ユーストライアングルを中心とした横浜市若者自立支援にかかる連携の仕組みについて紹介できるようになった。</p> <p>■実施事業者の意見・評価 （若者相談支援スキルアップ研修）行政機関、医療機関、就労支援機関、教育関係機関、地域のNPO団体等、多分野の参加があり、講義だけでなく、グループワーク形式の研修も取り入れることで、地域の支援ネットワーク構築のきっかけをつくることができた。</p> <p>■実施にあたっての課題 （よこはま東部ユースプラザの整備）東部ユースプラザの整備により、身近な地域で、困難を抱える青少年を自立に向けて支援していく施設整備を終えたところであるが、一方で横浜子ども・若者支援協議会からは、困難が顕在化する前の予防的な観点からの対応も必要であり、子ども・若者を地域で見守り、育成する仕組みが必要との提案がなされており、今後の検討を進める必要がある。</p>								
・青少年相談センター	17,528人																								
・若者サポートステーション	18,512人																								
・地域ユースプラザ	19,430人																								
合計	55,470人																								
55	5	①	2	よこはま型若者自立塾など社会参加・就労体験プログラムの拡充	<p>困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンプ）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充します。</p>	実施	拡充	<p>○各機関等で社会参加・就労体験プログラムの提供を行った。</p> <p>○利用者のニーズを把握し、より参加しやすいプログラムを拡充した。</p> <p>【のべ利用者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>・青少年相談センター</td> <td>246人</td> </tr> <tr> <td>※野菜の販売体験等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・若者サポートステーション</td> <td>4,168人</td> </tr> <tr> <td>※IT企業での職場体験等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・地域ユースプラザ</td> <td>4,534人</td> </tr> <tr> <td>※福祉施設でのボランティア等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・よこはま型若者自立塾</td> <td>3,774人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,722人</td> </tr> </table>	・青少年相談センター	246人	※野菜の販売体験等		・若者サポートステーション	4,168人	※IT企業での職場体験等		・地域ユースプラザ	4,534人	※福祉施設でのボランティア等		・よこはま型若者自立塾	3,774人	合計	12,722人	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 回数を重ねて参加することで、人や社会と関わりを持つことへの抵抗が軽減し、自信を持てるようになるなどの効果がみられる。 よこはま型若者自立塾は、被災地復興支援プログラムや事業継続による地域や関係機関との相互理解が深まったことにより、多くの社会参加・就労体験機会を得た。</p> <p>■実施にあたっての課題 受け入れ先の事業所等に対し、不登校やひきこもりなどにより、社会経験が不足している若者への理解を求めている必要がある。 また、プログラム実施にあたっては、体験先のスタッフとの連絡調整を密に行い、利用者の状況の把握やフォローを行っていく必要がある。</p>
・青少年相談センター	246人																								
※野菜の販売体験等																									
・若者サポートステーション	4,168人																								
※IT企業での職場体験等																									
・地域ユースプラザ	4,534人																								
※福祉施設でのボランティア等																									
・よこはま型若者自立塾	3,774人																								
合計	12,722人																								
56	5	②	1	困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討	<p>困難を抱える若者が就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労に繋がるための中間的就労の検討など、支援の構築を進めます。 また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜市中央職業訓練校、青少年自立支援機関などとともに、困難を抱えた若者の就労支援について検討を進めます。</p>	実施	推進	<p>○雇用連絡会議を通じ、商工会議所、ジョブマッチングよこはまとの連携により、中小企業での就労の場の開拓に取り組んだ。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 企業や団体の理解協力を得ながら、就労訓練や中間的就労の場を拡充していく必要がある。（支援者）</p> <p>■実施にあたっての課題 若者が社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>																
57	5	②	2	市内事業者によるインターンシップなどの受入促進	<p>インターンシップや就労訓練の受け入れ先となる企業開拓に努めるとともに、市内経済団体、就労機会のあるNPOや団体などに理解を求める取組を推進します。 また、若者サポートステーションやよこはま型若者自立塾で実施するインターンシップなどの就労訓練プログラムの充実を図ります。</p>	実施	推進	<p>○若者サポートステーションで就労訓練プログラムを実施した。（利用者数：304人）</p> <p>○困難を抱える若者の就労訓練協力団体表彰を行った。（市長表彰：2団体、局長表彰：4団体）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 就労訓練により、若者が自信をつけ進路を定めるなど、大きく成長できる一方、途中で体調不良などを理由に継続できない若者がいる。このように、若者の実力を見極める良い機会になっている。（支援者）</p> <p>■実施にあたっての課題 企業が求める人材と若者の適正を見極め、適切にマッチングするため、支援者の人材育成が求められる。 就労訓練受入団体の負担が大きいため、企業等のインセンティブを高めるため表彰制度を設けている。この制度を広く周知して、若者の能力やニーズに応じた、多様な業務を経験できるよう受入団体の開拓を推進する必要がある。</p>																

58	5	②	3	若者の雇用・就業支援	市内経済団体や関係機関等と協働しながら、若者の就労を支援します。 具体的には、研修から就職支援までの一貫したプログラムを実施する「横浜型若者就労支援事業」をはじめ、無料職業紹介事業や横浜市中心職業訓練校における職業訓練、さらには神奈川県労働局やハローワークなどと連携した合同就職面接会の開催等に取り組みます。	実施	推進	○横浜型若者就労支援事業 横浜市工業会連合会と連携し、職業訓練から採用までの一貫したプログラムを実施し、若手人材の就業支援を行った。(受講申込69人、受講者44人、就職決定者30人) ○合同就職面接会 神奈川県労働局やハローワークなどと連携した合同就職面接会・合同企業説明会を8回開催した。 <内訳> 高校卒業予定者対象：4回、年齢制限無し：3回 大学等卒業予定者・既卒3年以内の若年者対象：1回 ・8回の参加者数3,479人、参加企業数448社、就職決定者数259人 ○ジョブマッチングよこはま 横浜で働きたい人と市内企業とのマッチングを行う無料職業紹介事業では、求職相談のほか、若年者、大卒予定者を対象とした就職支援セミナーを実施した。 (新規求人企業数113社、新規求人数438人、新規求職者数520人、就職決定者数262人内30代以下の就職決定者数117人)	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・「高校生就職フェア」参加の高校生アンケートでは、「最初は自信がなくて緊張していたのですが、話を聞かせて頂いているうちに、興味がわいて楽しそうだなと思うことが出来ました。ありがとうございました。」「どの会社も魅力的で就職に対してのイメージが変わった。」「丁寧に教えて頂いたので分かりやすかった。パンフレットも5社分いただけだったので自分自身色々と考え、次の希望職種に活かしたいと思いました。」等の声が寄せられている。 ・「横浜型若者就労支援事業」の参加者アンケートからは、「就職活動中は中小企業の良し悪しが分からなかったが、このインターン実習に参加してその現状を間近で見る事が出来た。このプログラムに出会えて良かったと思う。」「他の受講生と話をすることで、就職に対する不安感が和らいだ。」などの声が寄せられている。 ■実施にあたっての課題 ・横浜型若者就労支援事業：インターン実習受け入れ企業の確保。 ・ジョブマッチングよこはま：求人登録企業と求職登録者とのマッチング。
59	5	③	1	中・高校生世代を中心とした青少年の進路選択とキャリア形成に関する早期支援の仕組みの検討	職業意識の醸成や、キャリア形成を図るため、家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代を中心とした、早期の段階から学習支援や就労支援、メンタル面でのサポートなどのモデル事業を行い、学齢期・青年期からの早期支援の仕組みづくりにむけて取り組みます。	— (22年度新規)	推進	○小・中学生 <困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業> 生活保護世帯、経済的困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生に対して、将来的な自立を目的として生活・学習支援等を委託により実施した。 ・開設数：5か所(鶴見区・神奈川区・西区・泉区・瀬谷区) ・利用登録者数：76人、延利用回数：2,705回 ○高校生 中退や卒業後も就労が困難な生徒を多く抱える高校を対象に、医療・福祉へのつなぎ、生活習慣の改善や職業意識の醸成など、個々の状況に応じた進路選択支援を行った。 ・学校数：3校 ・利用者数：52人	■利用者・実施事業者の意見・評価 小・中学生<困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業>は、家庭等に課題を抱える小・中学生に安心して過ごすことのできる環境を提供し、自主性や協調性を育むことができる。また、生活保護家庭や経済的困窮家庭に育つ小・中学生の学力格差を縮小させ、自立した生活を営むことができる基盤をつくります。 高校生については、出張相談から若者サポートステーションのセミナー受講につながるなど、個別の状況に応じた支援に結び付けている。 ■実施にあたっての課題 利用者である青少年の状況に応じたより効果的な支援を進めるため、教育委員会と充分協力し、学校現場と連携した支援を行っていく必要がある。
60	5	③	2	職場体験を中心とするキャリア教育の推進<基本施策4再掲>	中学校において職場体験を実施するなど、中学校9年間を通してキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場面を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。	実施	推進	(前掲：4-①-6)	(前掲：4-①-6)
61	5	④	1	横浜市子ども・若者支援協議会の設置	複雑で多様な困難を抱える子ども・若者を支援するため、教育、保健・医療、福祉、雇用など分野の異なる関係機関、団体、NPO等が連携・協力する「横浜市子ども・若者支援協議会」を設置します。これによって、子ども・若者支援のための有効なネットワークの形成や幅広い知識を持った人材の育成など、包括的な支援体制を整備します。	— (22年度新規)	推進	○学識経験者、関係機関の代表等の委員により構成される「横浜市子ども・若者支援協議会」の運営を行った。協議会では、「横浜市子ども・若者実態調査」等について意見交換を行った。 ・開催回数 7回(協議会2回、部会5回)	■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜市は、全国の中でも先進的な取組を行っている。(宮本座長) ■実施にあたっての課題 23年度の実態調査を踏まえ、施策の体系化・具体化について検討していく必要がある。
62	5	④	2	困難を抱える若者の社会・経済的な自立を総合的に支援するウェブサイトの運営	就労など進路選択に困難を抱える若者の自立を総合的に支援するウェブサイトを構築・運営します。 ウェブサイトでは、若者に対する行政や民間の支援情報を日々更新すると共に、ネット上での若者相互の情報・意見交換の場の設定、支援に積極的に取り組む企業・NPO法人の紹介、若者の仕事体験やインターンシップの実施状況の発信などを行っていきます。	実施	推進	ふるさと雇用再生特別交付金の終了に伴い事業終了 【参考】23年度の内容 ○ウェブサイト「ハマトリアムカフェ」を運営し、若者の就労体験や就労訓練の実施状況、自立支援関連の講演会等の発信を行った。 ○若者の就労支援に関する施設やイベント、就労訓練情報を提供し、若者の就労への関心を喚起している。(アクセス数：年間64,996件)	事業終了

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

63	6	①	1	母子健康手帳交付時、乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握<基本施策1再掲>	支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。 さらに、相談や支援を充実させ、産後うつや不適切養育の予防を図ります。	実施	推進	(前掲：1-①-1)	(前掲：1-①-1)
64	6	①	2	支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施<基本施策1再掲>	母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での乳幼児健康診査や子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの支援へつなげます。	実施	推進	(前掲：1-①-2)	(前掲：1-①-2)
65	6	①	3	児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の充実	市民や地域関係者に向けた児童虐待防止の広報・啓発活動を進めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、地域の支援ネットワークの充実を図ります。 区役所(福祉保健センター)と児童相談所を中心に、支援の基本となる個別ケース検討会議の充実に向けて、地域関係者向けの研修会を行います。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や各区の実務者会議「各区虐待防止連絡会」との連携強化を進め、協議会全体の活性化を図ります。	実施	充実	○11月の児童虐待防止月間を中心に、各区役所、児童相談所を中心とする関係機関や民間企業等と協働して、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施した。 ・各区役所でのキャンペーンの実施 ・地下鉄・バス等の公共交通機関、商店街、コンビニエンスストアでの啓発 ・赤ちゃんが泣いた時の対処方法や乳幼児揺さぶられ症候群の注意喚起について記載したパンフレットの発行(206,000部) ・5区市共同による一斉街頭キャンペーンの実施 ○「要保護児童対策地域協議会」を通じて、地域の支援ネットワークの充実を進めた。 ・関係機関と地域関係者向けの研修(146回、6,266人) ・「横浜市子育てSOS連絡会」(2回) ・「各区虐待防止連絡会」(73回) ・「在宅支援進行管理会議」(88回) ・「個別ケース検討会議」(671回)	■利用者・実施事業者の意見・評価 地域ネットワークの要である要保護児童対策地域協議会が一人ひとりの子どもやその家族の支援のために機能するように、協議会の各会議が効果的且つ効率的に実施運営されていくことが必要である。 ■実施にあたっての課題 児童虐待は様々な要因が複雑に絡み合っており起るとされているため、その対応には専門的な知識や技術が必要とする。関係機関相互の連携強化と共に、区や児童相談所職員、その他の地域関係者等の支援者の専門性を更に高めていくための取組が必要である。
66	6	①	4	児童相談所等の相談・支援体制の充実	夜間・休日における緊急の児童虐待通報や相談に迅速に対応する体制を強化するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。 また、虐待の早期発見や再発防止のために、区役所(福祉保健センター)の対応の充実を図ります。さらに、子どもに対してよりケアの行き届く一時保護所のあり方や、障害児への虐待防止に向けた支援のあり方を検討します。	実施	充実	○夜間・休日の通報・相談に対応する虐待対応専門員2人体制により、電話連絡調整(5,560件)や現地調査及び家庭訪問(318件)などを迅速に行った。 また、虐待対応専門員の専門性の向上のため1回(年12回)研修を実施した。 ○区と児童相談所において、「在宅支援進行管理会議」を実施し、児童虐待ケースの情報共有と支援状況の確認を定期的に行った(年88回 ※各区3回～12回)。 ○在宅支援進行管理会議の実施により、区と児童相談所がそれぞれに抱える児童虐待ケースの情報共有をタイムリーに行うことができた。 ○北部児童相談所一時保護所の平成25年夏の開所に向けて調整を進めました。 ○区に養育支援を担当する保健師を8名の増員と心理相談員の配置を5区増及び保育所入所事務の改善を6区でモデル実施し社会福祉職の虐待対応等を可能にした。 また区の職員が児童相談所へ出向いた実地研修を実施した。 ○児童相談所については、児童心理司4名、児童福祉司4名を増員した。 ○児童虐待対策連携プロジェクトにおいて、区役所と児童相談所の連携及び役割の明確化及び児童相談所による区こども家庭支援課への支援体制の強化が提言された。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・通報に対する対応や在宅支援進行管理会議の実施にあたり、福祉保健システムを用いることで情報共有と事務の省力化が図られた。 ・北部児童相談所内で幼児の一時保護を実施したことで、保護した児童の状態の把握や家族再統合への対応など、よりきめ細やかな支援が実施できた。 ・改訂した養育支援マニュアルや共有ランクの活用などにより、区と児童相談所の連携が進んだ。 ■実施にあたっての課題 ・区と児童相談所間の効率的な会議、効果的なカンファレンスの実施方法は検討する必要がある。 ・児童虐待等に関わる困難事例への対応やスーパーバイズなど、児童相談所の専門性の高い人材の確保と育成による、区に対するバックアップ体制を積極的に進める必要がある。
67	6	②	1	横浜型児童家庭支援センターの設置	養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター※」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。 ※児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図る。	0か所 (児童家庭支援センターとして1か所)	9か所	○横浜型児童家庭支援センターは、新規2か所が開所し、5か所となった。(相談受付件数：延べ2,331件) ・10月に、新たに2か所、児童家庭支援センター「むつみの木」(南区)と「かわわ」(都筑区)が開所し、地域の家庭への支援を開始した。 ・横浜型児童家庭支援センターのあり方検討を実施 児童家庭支援センター、区こども家庭支援課及び児童相談所からなるメンバーで、養育支援に関する事業・施策の中で児童家庭支援センターの位置づけ(役割)、配置計画等を検討し、これからの事業展開を形作った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・いざという時に預かりを実施できる施設があることで、要支援家庭の負担軽減につながっている。 ・児童家庭支援センターの近隣世帯の支援が中心となっているため、より範囲を広げて支援を行ってほしい。 ■実施にあたっての課題 ・運営ガイドラインの整備、サテライトの開設、出張相談など、利用拡大や制度の充実に向けた検討が必要。
68	6	②	2	ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実	家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う。ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)の実施施設を増やします。	実施	充実	○児童養護施設5か所、母子生活支援施設1か所で短期預かりを実施した。(利用者数：延べ857人) ・横浜型児童家庭支援センターで支援する子どもに対し、預かりを行う子育て短期支援事業を6施設(既設4か所、新設2か所)で実施した。 ・利用者の利便性の向上を図るため、必要に応じて送迎を実施することとした。	■利用者・実施事業者の意見・評価 学校の長期休業の期間等に利用したいという声が寄せられている。 ■実施にあたっての課題 本体施設と切り離れた運営形態の確保が求められる。

69	6	②	3	家族再統合事業の推進	児童相談所が中心となって、児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、家族再統合を推進するために、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図るほか、施設との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。さらに、再統合後の家庭で適切な養育が行われるよう、支援体制を充実するほか、区役所（福祉保健センター）、保育所、学校など地域の関係機関との連携を強化します。	実施	推進	○児童福祉施設の措置ケースを点検（838件）し、家族再統合可能な場合は、プログラムを策定した。（176件） ○児童福祉施設との連絡会を実施（3回） ○関連機関との個別カンファレンスを実施し、ほとんどのケースについて再統合プログラムの実施を進め124件の家族再統合を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・家族再統合については、一時保護所から家庭引き取りの際にもプログラムを実施していくことができた。 ・施設ファミリーケースワーカー、母子生活支援施設職員などから、家庭支援連絡会の継続希望が出されている。 ・プログラム策定に当たっては、当事者や支援者等の関係機関を交えた合同ミーティングを開催することで、それぞれの意向を反映させた、より実効性のある内容になってきている。 ■実施にあたっての課題 ・児童相談所内の虐待対応チームと連携し、よりスムーズに支援を推進する必要がある。 ・養育支援家庭訪問員、養育支援ヘルパーの利用により、アフターケアを充実させる必要がある。
70	6	③	1	児童養護施設の新規整備	児童虐待など様々な事情で家庭での生活が困難な児童が入所する児童養護施設を新たに整備します。整備にあたっては、整備地域が偏らないよう配置バランスを考慮します。	446人	518人	○新たに北部エリアに児童養護施設を開所した（24年度末：10ヶ所 定員497人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・児童養護施設の配置バランスに配慮した整備が出来た。また、北部方面の一時保護所における待機児童の解消の足掛かりとなった。 ■実施にあたっての課題 整備用地の確保
71	6	③	2	老朽化施設の再整備と個室化・ユニット化の推進	老朽化した児童養護施設などの改築を進めます。児童居室の個室化や、家庭に準じた規模として6人程度のグループごとに居室、台所、浴室などを整備するユニット化を進め、居住環境の改善を行います。	実施	推進	○老朽化した施設の個室化や小規模グループ化を検討し進めた。（24年度末定員：10か所、定員497人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 施設からは、入所児童の居住関係が改善され、今後年齢の高い児童にも対応しやすくなるという話があった。 ■実施にあたっての課題 児童福祉施設の設備・運営基準の改正に応じた居室等の整備を現定員を確保しながら推進を図るためには、それぞれの施設の規模拡大（増床）が避けられない。
72	6	③	3	里親・ファミリーホーム制度等の拡充・支援	里親・ファミリーホーム制度※の理解促進に向けて、パンフレットの発行や制度説明会の実施など、広報活動を行います。	14.5%	16.5%	○平成21年度の国の制度改正により、養子縁組が成立した里親は委託率に含まないため、24年度の委託率は11.7%（H24年度末）となった。 ○10月に拡大制度説明会の開催し、里親制度に興味を持つ市民の方が参加され、制度に対する理解を深めた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・里親委託に関しては、特別養子縁組を希望する割合が高くなってきている。 ・登録者数は増加しており、支援の内容も充実しつつあります。 ■実施にあたっての課題 ・養護が必要な子どもの保護者の里親制度への抵抗感が高く、里親委託が進まない現状がある。また、里親の希望が乳児に集中しており、委託をしたい児童との条件が合っていないことも課題となっている。
73	6	④	1	施設退所後の相談・支援の充実	施設に入所していた子どもが施設退所後も安心して生活できるよう、十分な準備を行える支援体制を強化するほか、青少年・若者の自立支援の地域機関と連携を図りながら、必要な相談ができる居場所づくりの検討を進めます。また、強化型児童家庭支援センター（仮称）において、施設を退所した子どもに対する相談・支援はもちろん、その家族への相談・援助やショートステイなど、継続したフォローアップを行います。	実施	充実	○平成24年度新規事業として、「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」を開始 ・10月に居場所づくりの拠点となる「よこはまPort For」を開設。利用登録者数32名、延べ262名が利用 ・その他、個別支援等を実施し、事業の総利用者数は延べ941名	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・施設退所後も保護者の支援が期待できない児童や、昨今の厳しい雇用状況を受けて、退所後の支援のニーズは高まってきている。 ■実施にあたっての課題 ・施設退所者に対する事業の周知 ・施設退所を控えた児童との関係づくりを入所中から行い、退所後の支援につなげる。

基本施策7 障害児への支援

74	7	①	1	地域療育センターの拡充	港南区に市内8か所目となる「地域療育センター」を整備し、障害児とその保護者が必要な療育を受けられる環境を整えます。	7か所	8か所	○建設工事を終え、年度末にしゅん工した。（港南区野庭町）	■利用者・実施事業者の意見・評価 予定どおり、しゅん工し、25年4月に開所した。
75	7	①	2	重症心身障害児施設の整備・拡充及び機能強化	新たな重症心身障害児施設を整備し、在宅介護を行う家族の負担軽減を図り在宅生活を支援するための短期利用ベッドを充実するなどの機能を強化します。	市内所管重症心身障害児施設入所定員数※ 139人 ※短期利用ベッド数含む	市内所管重症心身障害児施設入所定員数 300人	○前年度に引き続き、地元説明会を実施し、事業を進めていくことについて理解を得て、基本設計に着手した。（港南区港南台四丁目）	■利用者・実施事業者の意見・評価 市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっている。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる。 ■実施にあたっての課題 今後も、事業の進捗状況について地元説明を丁寧に行っていく必要がある。地元調整に時間を要したため、基本設計の着手が遅れ、当初のスケジュールから遅れが生じている。

76	7	①	3	既存障害児施設の再整備及び機能強化	建替えによる再整備により、耐震上の問題を解消し、入所児童の成長に合わせた適切な生活環境を整えるとともに、在宅支援等の施設機能の強化を行います。	実施	拡充	○横浜市なしの木学園の民営化及び再整備について、基本調査を行った。（泉区下飯田町） ○白根学園児童寮の再整備について、基本設計を行った。（旭区白根七丁目）	■利用者・実施事業者の意見・評価 なしの木学園については、老朽化が進んでおり、より望ましい生活環境を確保する必要がある。 白根学園児童寮については、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整える必要がある。 ■実施にあたっての課題 事業を進めるにあたっては、運営法人等とさらなる連携を図る必要がある。
77	7	②	1	障害の疑いのある段階からの対応（養育者の相談ニーズに応じた早期支援）	発達上の心配があり支援が必要な子どもとその養育者に対し、早期からの相談・支援を充実させるため、乳幼児健康診査時の問診項目の見直しや健康診査に従事する職員のスキルアップを進めます。また、養育者の相談ニーズに応じ、子どもの成長・発達を確認し、心配がある場合の専門的な相談体制の充実を図ります。	実施	充実	平成23年3月に改訂された「横浜市乳幼児健康診査マニュアル」に基づいた乳幼児健康診査を実施し発達上の心配のある子どもとその養育者に対して、長期的展望を持った支援を行い地域での孤立を防ぎ自信をもって子育てできるよう、継続的支援をします。	■利用者・実施事業者の意見・評価 発達の特徴やフォロー基準を明記し、また、問診票の改訂により、充実した相談・支援の助けとなった。 ■実施にあたっての課題 今後よりきめ細やかな相談・支援を展開するため、従事者から意見を聴取しながらさらに内容の見直しが必要。
78	7	②	2	障害児等の保育<基本施策3再掲>	全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。また、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ促進に向けて、医療機関との連携強化など、体制の整備を進めます。	実施	推進	(前掲：3-②-4)	(前掲：3-②-4)
79	7	②	3	主に知的な遅れのない発達障害児に対する支援の拡充	地域療育センターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、主に知的な遅れのない発達障害児に集団療育の場を確保し、子どもとその保護者に対して必要な療育支援を実施します。	— (22年度新規)	拡充	○全地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて事業所を開設し、運営を行っている。 ○各事業所では、週1回の通園クラス（定員6名）を1日に1クラスまたは2クラス開設し、週4日開所し、週1日は児童の在園している幼稚園・保育所への巡回訪問による支援を実施している。各センターで概ね24名または48名の児童に集団療育の場を提供することができた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 各センターで概ね24名または48名の児童が利用し、好評を得ている。 ■実施にあたっての課題 知的な遅れのない発達障害児の集団療育の場が確保できるように、利用ニーズを踏まえて受け入れ人数の拡充を検討していく。
80	7	③	1	障害児居場所づくりの推進	より身近な場所で障害児の居場所を増やしていきます。また、利用児童の社会性や対人関係能力の向上に向けて、担い手の専門性を高める取組を行うとともに、知的障害児に加えて、肢体不自由児や重症心身障害児等も利用しやすいよう、バリアフリーの拠点を増やします。さらに、学校や地域の相談支援機関、社会資源との連携強化に取り組めます。	17か所	36か所	○平成24年度4月当初は20か所で事業を開始した。 ○平成24年7月に2か所、10月に1か所、平成25年2月に1か所の事業所が平成24年度に創設された法定事業（放課後等デイサービス事業）に移行した。 ○3か所の事業所で看護師を配置し、医療ケアが必要な子どもへの支援を行った。 ○平成24年度に新設された放課後等デイサービス事業所8か所（居場所づくり事業所からの移行4か所を含む）	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業所の職員を対象に担当者会議を2回実施し、事業の課題や事業所の取り組みなどを共有できた。 放課後等デイサービス事業への移行に関する説明会を実施し、移行準備を円滑に進めるに役立った。 ■実施にあたっての課題 児童福祉法の改正により事業内容が概ね一致している「放課後等デイサービス」が創設されたため、今後は法定事業による障害児の居場所の拡充を図っていく。これまでの居場所づくり事業は、法定事業に移行していくが、法定事業の実施に必須となっている資格要件の必要な職員を配置できない事業所もあるため、移行には一定期間が必要である。
81	7	③	2	地域療育センターの学校支援の推進	地域における障害児療育の中核施設である地域療育センターの有する経験と専門性を生かし、専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援や教職員への研修を実施します。	実施	推進	○小学校263校に対して891回の支援を実施し、申込みのあったすべての学校に対して支援を実施した（1校あたり平均約3.4回/年）。	■利用者・実施事業者の意見・評価 専門スタッフによる研修や技術的支援について、高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 未実施の学校があるため、さらに事業の周知が必要である。
82	7	③	3	学齢障害児（学齢後期）への支援の推進	概ね中学校期以降の発達障害児を主な対象として、それぞれが抱える思春期における課題の解決に向けて、診療・相談等を行うとともに、通学する学校等の関係機関と連携して支援をします。	実施	推進	○小児療育相談センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターの2か所で実施した。 ・小児療育相談センター 初診人数242人 ・横浜市総合リハビリテーションセンター 初診人数126人	■利用者・実施事業者の意見・評価 学齢障害児支援事業（学齢後期）の実施機関2か所では相談希望者が増加しているため、方面別に拡充することが必要である。

83	7	③	4	障害児の通学、校内生活、校外学習での支援の推進	民間ボランティアである学校生活支援員やガイドボランティアなどによって、学齢期の障害児の通学時・校内生活・校外学習等における支援を実施するための事業を充実していきます。	実施	推進	○平成24年度は、小・中学校での利用登録児童生徒数315人に対し、支援員486人が校内支援、校外学習支援等を行った。 ○通学時（登下校）支援については、健康福祉局事業との整合性を図ったうえで実施している。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・校内外での支援体制の充実により、学級運営や該当児童生徒の学校生活が安全に維持されている。 ■実施にあたっての課題 ・平成22年度から利用要件を緩和したため、利用登録申請数が増加している。支援員の確保と、予算内での適正な支援員の配置を行なう必要がある。
84	7	③	5	特別支援学校における余暇活動の推進	特別支援学校に在籍する児童生徒や幼児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介護負担の軽減を図るため、プールの開放や指導、部活動や文化活動等の余暇支援を行います。また、地域と連携して、小中学校の個別支援学級、福祉施設に在籍する児童生徒、幼児との交流を進めます。	実施	推進	○プール指導及び開放 ・特別支援学校5校で計85回実施し、延べ1,325人が参加した。 ○部活動・文化活動指導 ・部活動について、盲特別支援学校、ろう特別支援学校、日野中央高等特別支援学校及び二つ橋高等特別支援学校の計4校で190回実施し、延べ2,616人が参加した。 ・文化活動指導について、特別支援学校2校で計8回実施し、延べ341人が参加した。 ○その他 ・各特別支援学校において、学習相談や作業学習、施設の貸し出しを計266回実施した。 ・各学校でそれぞれのニーズに応じた余暇活動の充実が図られている。	■実施にあたっての課題 ・学校施設の効果的な活用や予算内での事業実施について検討が必要。また、夏休み期間中の施設工事等により、当初の計画を実施できない場合の対応が課題。
85	7	③	6	放課後児童育成施設における受け入れ支援	「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の放課後3事業において、障害児の受け入れにあたり、スタッフへの研修等を通じて、対応のスキルアップを図ります。	実施	推進	○障害児参加等検討分科会を開催した。（4回） ○配慮を要する児童の参加についてのシンポジウムを開催した。（1回、106人） ○障害児受入に関する研修を実施した。（11回、706人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・より実践的な研修を実施してもらいたい。 ・シンポジウムで保護者の意見、事業者の意見の両方を聞くことができよかった。 ■実施にあたっての課題 ・研修の実施などでのスキルアップ以外に、受け入れに当たっての人手不足。 ・学校及び専門支援機関等との連携による実施。
86	7	④	1	障害児者医療に理解のある医療機関情報の提供と重症医療連携ネットワークの構築	どのような障害があっても家族とともに生活を継続することが出来るように、さまざまな障害に対応し、受け入れを行う医療機関の情報を在宅障害児者世帯に提供します。 また、重症医療連携ネットワークの構築や医療従事者研修等を実施し、重症心身障害児者とその家族が安心して在宅生活を継続することができるように支援の取組を進めていきます。	実施	推進	○重症心身障害児者等に対する診療実績のある医療機関及び地域生活支援にかかわる関係機関相互の情報共有や連携強化を目的として、「在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会」を開催した。（参加者数170名） ○重症心身障害児者等の看護に関わる看護師を対象として、「小児・重症心身障害児者看護研修会」を実施した。（健康福祉局と共同で神奈川県看護協会に委託。9月～1月に座学10日間・実習2日間の12日間のプログラムで実施。延受講者数384名。）	■利用者・実施事業者の意見・評価 「ネットワーク連絡会」は、在宅重症心身障害児者を地域で支える医療、福祉、教育関係者が、それぞれの現場で抱える課題を共有化し、情報交換できる場として継続を望む声が大きく、継続的に参加する施設も定着してきた。 「看護研修会」は、毎年継続して受講する訪問看護ステーションや福祉施設等が増え、障害児者医療・看護及び福祉制度を総合的に学べる機会として浸透してきており、事業継続のニーズが高い。 ■実施にあたっての課題 「ネットワーク連絡会」は、実施主体を本市との協働関係から徐々に自立性の高い運営団体となるよう、促していく必要がある。 「看護研修会」は、より高度な内容のステップアップ研修の開催についても検討していく必要がある。
87	7	④	2	特別なニーズがある障害児を対象とした緊急一時対応の推進	医療が必要な重症心身障害児者や強度行動障害児等が障害状況の変化などにより、家族との在宅生活が困難になった際の緊急対応やレスパイト対応として、指定された医療機関で一時的な入院を受け入れることができるよう、取り組んでいます。	実施	推進	○常時医療的ケアを要する重症心身障害児者を介護する家族の負担軽減を目的として、市立・地域中核病院（7病院）での入院によるメディカルショートステイ事業を7月から実施した。 ○協力医療機関の看護師及び医療ソーシャルワーカー、区・児童相談所の窓口担当者を対象とする在宅重症心身障害児者に対する知識・理解を深める研修会を実施した。（参加者52名）	■利用者・実施事業者の意見・評価 医療的ケアを要する在宅の重症心身障害児者が増加しており、レスパイトベット利用が十分にできていない状況にある。今後はさらになニーズが高くなっていくことが見込まれる。 ■実施にあたっての課題 入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行うシステムであるので、このシステムに協力する医療機関と綿密な調整を行う必要がある。また、重症心身障害児者のレスパイトベットの確保については、健康福祉局所管の「多機能型拠点」や新たに整備する「重症心身障害児施設」との連携方法など、関連性が高いことから、関係部署と協力して事業推進しなければならない。
88	7	④	3	関係機関や市民への障害理解啓発活動の推進	市内の障害福祉関係団体と機関で組織する「セーフティネットプロジェクト横浜」（Sプロ）を主体として、絵記号を使った「コミュニケーションボード」の普及・啓発活動を引き続き行います。また、Sプロや市民活動と協働しながら、災害時における要援護者対策や医療機関従事者への障害に対する理解促進などを進めます。 さらに教育機関や公共交通機関、学校などに対して、発達障害についての研修を実施します。	実施	推進	○セーフティネットプロジェクト横浜が主体となり、自閉症や知的障害のある方のコミュニケーションに関する研修を、障害のある子どもたちに関わる教員等を対象として、平成24年7月に実施しました（93人参加）。コミュニケーションボードの使い方について理解を深めるとともに、災害用のコミュニケーションボードを利用して、避難場所における知的障害や自閉症のある人への支援方法をデモンストレーションによって行いました。 ○消防署職員を対象に障害当事者・家族を講師とした障害理解のための研修を実施した。（50人参加） ○横浜市立大医学部学生の障害理解のための施設実習に係る支援を行いました。（90人参加）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ○コミュニケーションボードの活用方法等について、今後も普及推進していく必要があります。 ○当事者及び家族より、医療従事者に対する障害理解の啓発を引き続き進めて欲しいとの意見があります。 ■実施にあたっての課題 教育機関や医療機関への周知方法について検討する必要があります。

89	7	④	4	福祉・教育・医療・労働が連携した就労支援体制の強化	障害者就労支援センターを中心に、福祉・教育・医療・労働の関係機関による就労支援ネットワークの連携を強化します。特に、障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと各事業所、特別支援学校などによる実習・訓練との連携を拡充し、より効果的な取組を行います。	実施	推進	○市内に8か所ある障害者就労支援センターのうち、6センターで福祉・教育・医療・労働等の関係機関から構成される地域就労支援ネットワーク連絡会議を開催した。 また、就労支援センターと特別支援学校や養護学校との連携強化をテーマとし、教育関連機関を出席者の中心とした会議を開催した。 ○職場実習や訓練制度の活用が進むよう、就労啓発シンポジウム等で周知に取組んだ。	■利用者・実施事業者の意見・評価 障害者就労支援機関と特別支援・高等養護学校が集まり、卒後の定着支援のあり方について意見交換を行った。 ■実施にあたっての課題 障害者就労支援機関と特別支援・高等養護学校との、就労を中心議題とした連携会議の場を継続的に設け、意見交換及び課題の共有等を図っていく必要がある。
----	---	---	---	---------------------------	--	----	----	---	---

基本施策8 ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

90	8	①	1	日常生活の支援の推進	ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等が困難な場合に、「家庭生活支援員」(ヘルパー等)を派遣して、日常生活のお手伝いをし、ひとり親家庭等の日常生活支援事業を行います。	実施	推進	○7事業者と契約し、事業を実施した。(延利用家庭数414家庭)	■利用者・実施事業者の意見・評価 身近な支援者が少ないひとり親等からの評価をいただいています。制度継続についての要望も強く出ています。 ■実施にあたっての課題 概ね半年間を目安とした一時的な支援であることを利用者に周知しているにも関わらず、年間を通して利用されているケースがある。長期利用者については他制度への切替を勧める必要があるが、当該制度の利用料金が他制度に比較し安価であるため、切替は非常に困難である。
91	8	①	2	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父または母もしくは養育者と、その者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。	実施	推進	○医療費助成の対象となる市民に医療費助成を実施した。(対象者数:44,237人)	■実施にあたっての課題 対象者は昨年に比べ、若干減少したが、助成費用は年々増加している。
92	8	①	3	母子生活支援施設退所者向けの支援の充実	母子生活支援施設にフォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問や電話で、生活や子育てなどの相談を受けるほか、自助グループ等の育成や支援者の育成を行います。	実施	推進	○6施設で事業を実施した。支援世帯数は148世帯(過年度退所者も含める)。	■利用者・実施事業者の意見・評価 母子世帯が地域生活へ移行後に直面する生活課題について、施設が継続的に相談・支援を行うことで、退所者の負担軽減や地域での生活のすみやかな安定につながっている。 退所後、数年経過している世帯から相談が入ることも増えている。(支援世帯数 H23:135世帯 → H24:148世帯) ■実施にあたっての課題 様々な課題を持っている人が多く、自助グループ作りが難しい。
93	8	①	4	ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実<基本施策6再掲>	家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う、ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)の実施施設を増やします。	実施	充実	(前掲:6-②-2)	(前掲:6-②-2)
94	8	①	5	DV被害者の緊急一時保護	相談や支援を行なう母子生活支援施設の緊急一時保護や、民間の女性緊急一時保護施設の運営費を助成し、緊急を要するDV被害者の受け入れ態勢を確保します。	実施	推進	○母子生活支援施設4か所と、民間の女性緊急一時保護施設5か所で、緊急一時保護を要するDV被害者の受け入れを行った。 ○民間の女性緊急一時保護施設の運営費を助成した。(5か所) ○DV被害者に対する支援の一環として、「横浜市DV相談支援センター」の専用電話による相談を実施した。 ・専用回線による相談件数(平成24年4月1日～平成25年3月31日)1,837件	■利用者・実施事業者の意見・評価 実施事業者からは、本市の引き続きの支援を要望されている。 ■実施にあたっての課題 民間の女性緊急一時保護施設は、財政基盤が弱く行政からの支援が不可欠である。

95	8	①	6	若年女性無業者の就労支援	さまざまな生活上の困難から就労できない若年女性無業者が、パソコン操作など仕事の基本的なスキルを学ぶとともに、心身の調子や働くための環境を整えるための事業を実施します。また、講座及び事業の参加者を講座修了後も継続的に支援し、一人ひとりの適性に合った社会参加・就労など自立までをサポートします。	実施	推進	<p>○男女共同参画センターにて、ニーズに合わせた内容の講座や就労体験プログラム等を実施し、若年女性無業者のエンバウメントにつなげた。</p> <p>・若年女性無業者を対象にした「ガールズ編 しごと準備講座」(2コース)</p> <p>(1) 第7期 5/14～6/6 (平日11日間) 受講者数: 22人</p> <p>(2) 第8期 10/22～11/14 (平日11日間) 受講者数: 22人</p> <p>・働きづらさや生きづらさに悩む若年女性向けの「ガールズ応援サイト」を7月にリニューアルし、情報発信。</p> <p>・講座修了者のフォローアップの場として、サポートグループ(ガールズ「いちご」の会)を9月より実施(年38人参加)</p> <p>・講座修了者対象の「めぐカフェ」就労体験プログラム(男女共同参画センター横浜南)での就労体験実習を実施。</p> <p>(1) ステップ1(10回・無給) 実習生: 19人</p> <p>(2) ステップ2(20回・手当付き) 実習生: 8人</p> <p>・若い女性の自立支援のための公開講座&支援者研修 参加者数: 延べ68人</p> <p>・若年単身女性の困難に着目した支援の必要性、男女共同参画センターの取組を紹介する支援者向けの冊子『「ガールズ」自立支援ハンドブック』の作成</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p><ガールズ編 しごと準備講座></p> <p>就労に向けた準備として、呼吸やヨガのワークや食事と栄養の講座、アサーティブネスなど心身の両面にアプローチする内容が好評である。生活リズムが整ったり、自己肯定感が高まったという声も多く、次の一步に踏み出すきっかけとなっている。</p> <p><ガールズ応援サイト></p> <p>ガールズ支援事業全体についての周知に役立っている。</p> <p><ガールズ「いちご」の会></p> <p>修了者が孤立せず安心して話せる場として実施できている。</p> <p><「めぐカフェ」就労体験プログラム></p> <p>同様のプログラムはほかになく、「働くことがこわくなくなった」「自分に合う仕事は何か考えられるようになった」等の声が多い。</p> <p><若い女性の自立支援のための公開講座&支援者研修></p> <p>若年単身女性の自立支援が必要な背景と現状、取組等を伝えるとともに、支援者相互の交流の機会を作ることができた。</p> <p><「ガールズ」自立支援ハンドブック></p> <p>若者を支援するNPOにも活用されている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>講座受講後の継続的な支援のあり方および評価方法、就労体験プログラム修了後の就労支援、女性に特化した支援についての理解促進に、引き続き取り組む必要がある。</p>														
96	8	②	1	母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談、就職情報の提供・職業紹介の実施	母子就労支援員が一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成、区役所の相談窓口などで面接相談・書類作成の支援をしたり、電話相談を行うなどきめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等を行います。また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。	実施	推進	<p>○母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談を実施した。(就労支援者数延3, 370人、就労者数363人)</p> <p>○男女共同参画センター3館で就労相談を実施した。</p> <p>○児童扶養手当現況届集中受付期間中、各区に就労相談ブースを設置。(8月)</p> <p>○児童扶養手当受給者へ就労支援事業の案内チラシを送付した。(10月)</p> <p>○庁内において就業・自立支援センターへの市嘱託員の求人申込みを依頼した。(1月)</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>実施事業者からは、児童扶養手当現況届受付期間を中心に就労相談の件数が伸びたことが、就労者数の伸びにもつながっていると報告を受けている。(就労者数 目標: 300人 → 実績: 363人)</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>継続してひとり親の就労に適した企業・職場の開拓が必要である。</p>														
97	8	②	2	父子家庭への就労相談、職業紹介の実施	父子家庭を対象に、母子家庭等就業・自立支援センターへの来所や電話による就労相談を実施します。また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。	実施	推進	<p>○ホームページやチラシに案内を掲載し、周知を行った。</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談を実施した。(就労支援者数延 H23: 540人 → H24: 545人、就労者数 H23: 295人 → H24: 363人)</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>実施事業者から、母子家庭の母とはアプローチを変えた相談が必要との意見がある。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>父子家庭への事業周知を強化するとともに、母子家庭とは異なる父子家庭独自の状況に対応するため、就労相談のノウハウの蓄積を図る必要がある。</p>														
98	8	②	3	教育訓練給付金等の支給による就労支援の推進	母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講開始前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、「自立支援教育訓練給付金」として費用の一部を支給します。また、看護師など、経済的自立に効果的な資格の修業期間のうち、一定の期間に生活費として「高等技能訓練促進費」を支給します。また、修了後には「入学支援修了一時金」を支給します。	実施	推進	<p>○申請者に対し、教育訓練給付金等の支給を行った。</p> <p>・教育訓練給付金支給者(H23: 47人 → H24: 45人)</p> <p>・高等技能訓練促進費支給者(H23: 141人 → H24: 152人)</p> <p>・入学支援修了一時金支給者(H23: 28人 → H24: 29人)</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>就労へと繋がる資格を取得できるので、制度継続についての要望があります。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>高等技能訓練促進費については、国の方針に基づき平成25年度より支給期間の上限が2年に短縮された。修学3年目については母子寡婦福祉資金の貸付で対応することとなる予定だが、国の動向を見ながら、対象者への周知方法等について平成27年度までに調整を行っていく必要がある。</p>														
99	8	②	4	職業訓練の推進	母子家庭の母、生活保護受給者を対象とした職業訓練や、離職者を対象とした職業訓練を実施し、訓練修了後は就職に向けた支援を行います。	実施	推進	<p>○母子家庭の母、生活保護受給者の優先枠を設けた職業訓練や離職者を対象とした職業訓練を実施し、訓練修了後は、就職に向けた支援を行った。</p> <p><修了状況></p> <table border="0"> <tr> <td>・パソコン基礎科</td> <td>56名(うち優先枠 24名)</td> </tr> <tr> <td>・OA経理科</td> <td>58名(うち優先枠 23名)</td> </tr> <tr> <td>・介護・医療事務OA科</td> <td>58名(うち優先枠 58名)</td> </tr> <tr> <td>・CAD製図科</td> <td>36名(うち優先枠 9名)</td> </tr> <tr> <td>・ITビジネス科</td> <td>83名</td> </tr> <tr> <td>・IT・Webプログラミング科</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>・介護総合科</td> <td>87名</td> </tr> </table>	・パソコン基礎科	56名(うち優先枠 24名)	・OA経理科	58名(うち優先枠 23名)	・介護・医療事務OA科	58名(うち優先枠 58名)	・CAD製図科	36名(うち優先枠 9名)	・ITビジネス科	83名	・IT・Webプログラミング科	80名	・介護総合科	87名	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>訓練の修了生からは、就職に向けてスキルを身につけることができたとの声や、一層の訓練の充実を図ってほしい等の声が寄せられている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>母子家庭の母、生活保護受給者について、関係機関との連携による応募者の拡大。</p> <p>・修了生アンケート等の実施結果を踏まえた実施訓練の効果の検証及び見直し。</p>
・パソコン基礎科	56名(うち優先枠 24名)																						
・OA経理科	58名(うち優先枠 23名)																						
・介護・医療事務OA科	58名(うち優先枠 58名)																						
・CAD製図科	36名(うち優先枠 9名)																						
・ITビジネス科	83名																						
・IT・Webプログラミング科	80名																						
・介護総合科	87名																						
100	8	②	5	地域・企業への理解促進	地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況等に対する理解を求めていきます。	実施	推進	<p>○母子家庭等就業・自立支援センター事業の求人開拓の中で、地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況等に対する理解を求めため説明等を実施した。(求人申込企業数延: 141社)</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>実施事業者からは、母子家庭の母の採用に積極的な企業もあると報告を受けている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>母子家庭のニーズに合う求人を獲得できるよう企業開拓をし、相談者の希望や条件に合う求人を提供できるように、職業紹介事業を積極的に行う必要がある。</p>														

101	8	③	1	相談機能・情報提供の充実	ひとり親家庭等の生活全般について、母子家庭等就業・自立支援センターにおける夜間の電話による日常生活相談の実施や情報の提供を行います。また、DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについて、区役所や夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等を行います。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて夜間電話相談、法律相談や就労相談を実施した。（夜間電話相談利用者：延202人、法律相談利用者：136人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 実施事業者からは、法律相談に関しては離婚等に精通した弁護士に相談を依頼しているため、また他の法律相談よりも相談時間を長くとっているため、利用者からの評判も良いとの報告を受けている。 ■実施にあたっての課題 法律相談は月3回実施しているが、予約の状況から相談日がしばらく先になる場合もあり、実施回数を増やすことも検討が必要。	
102	8	③	2	子ども自身への支援	ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるよう、知識や経験のある相談員による支援を推進するとともに、子ども自身から相談を受けている団体や関係機関に対し、ひとり親家庭についての情報提供を行うことにより、ひとり親家庭への理解を深めます。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載し、チラシを配布した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 実施事業者からは、親との相談の中で子どもと直接話をする場合が多いとの報告を受けている。 ■実施にあたっての課題 より効果的な事業周知を図る必要がある。	
103	8	③	3	シェルター等におけるDV被害者への住居・就労等に関する相談・支援の実施	シェルター（民間の女性緊急一時保護施設）において、DV被害者などが地域での生活に向けて、住まい探しや就労等の問題解決に安心して臨めるよう専門的に支援します。また、民間支援団体と協働で、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。	実施	推進	○5か所のシェルターで、DV被害者が地域で自立した生活ができるよう専門的に支援した。また、民間の支援団体と共同で外国籍女性や子どもに対する様々な相談や支援をした。 ・専門的自立支援回数3,029回（5施設） ・外国籍女性と子どもへの総合的自立支援 電話相談163件 出張相談63件	■利用者・実施事業者の意見・評価 自立にむけた専門的支援職員を配置することで、より充実した支援を行っている。5か所の実施事業者からは、運営費等の補助など本市の引き続きの支援を要望されている。 ■実施にあたっての課題 民間のシェルター等は、財政基盤が弱く行政からの支援が不可欠である。	
104	8	③	4	DV被害者の心身回復支援	男女共同参画センターにて、DV被害者の自己信頼感を高めるための講座、関連する法律について情報提供する講座、就労支援講座、母子のためのプログラムを開催します。さらに、DV被害者同士がお互いに支えあう自助グループを支援し、DVの被害を受けた人の回復と自立をサポートします。	実施	推進	○「心とからだで生き方の電話相談センター」の相談から男女共同参画センターにおける各館の事業に適切につなぎ、被害者の心身の回復をサポートした。 ・DV被害女性のためのサポートグループ（グループ相談会） 参加者数：延べ37人 ・DVを体験した母子のためのケア・プログラム（母子並行プログラム） 参加者数：延べ16人 ・DV・トラウマからの自己信頼回復講座（支援者含む） 参加者数：延べ212人 ・DV・トラウマからの自己信頼回復講座サポートグループ（当事者） 参加者数：延べ63人 ・DV被害者向けの自助グループ活動支援 参加者数：延べ74人 ・法律講座 自分でつかもう夫婦関係・離婚をめぐる法律知識 参加者数：延べ232人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ＜サポートグループ、自己信頼回復講座等＞ 「DVやトラウマについて、自分の情報だけではわからなかった事を知ることができ、頭を整理することができる」等の意見が多い。参加者の安全安心を常に配慮し、運営できている。 電話相談から講座に参加する、あるいはその逆など、男女共同参画センターの資源を有機的につないだ支援ができている。 ＜母子のためのケアプログラム＞ 今年度初めてオリジナルプログラムを開発し、実施した。同様のプログラムは全国でも少なく、参加者の満足度も高い。また、事後に、プログラム向上のため、子どもへの対応について、児童相談所の協力を得て、検討した。 ＜法律講座＞ 弁護士による実践的な講義であり、基本的知識の習得ができるものとして好評である。 ■実施にあたっての課題 DVを体験した母子のためのケア・プログラムの実施周知について、関係機関との協力が必要である。	
105	8	③	5	女性に対する暴力防止の啓発	広く市民を対象に、デートDV（交際相手からの暴力）を含む女性に対する暴力の問題について理解を深めるとともに、相談機関等の周知を図ることを目的に、「女性に対する暴力防止キャンペーン」を実施します。	実施	推進	○暴力防止キャンペーン 以下の取組により、暴力根絶に向けた理解の促進及びDV相談支援センターの周知を行った。 ・一部区役所（5区）と連携し、庁舎壁面パーブルリボン飾りつけ・DVパネル展示・啓発物品配布等を実施 ・街頭キャンペーンを行い、啓発物品（パーブルリボン等）を配布 ・公共施設等でのチラシ等配布（合計約3,100か所） ・市民への直接送付物へのチラシ同封（女性約23万人） ○若者向けデートDV予防啓発 デートDV予防啓発のため、出前講座や教員向け資料を作成した。また、若者の当事者性を生かした啓発を新たに実施した。 ・デートDV防止出前講座の実施（20校（中学校5校、高等学校13校、大学2校） ・各学校が防止講座を自主実施していけるよう、教員向け資料「デートDV予防啓発教材セット」を作成 ・若者がデートDVを自分たちの問題として考え、なくしていくためのメッセージを発信し合う「デートDVピースプロジェクト」を立ち上げ、若者の当事者性を生かした啓発事業を実施。（「お互いを大事にしようこと」をテーマとしたフォトメッセージ募集、ワークショップ、発表会）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ＜暴力防止キャンペーン＞ 区役所と連携したキャンペーンを拡大し、市民に身近な場所での啓発を充実させた。また、直接女性の手に届ける相談窓口広報が行えた。 ＜デートDV予防啓発＞ 教員向け資料によって、教員による講座実施が可能になり、実施校拡大を図れるようになった。 また、若者自身のメッセージ発信により、若者が自分の問題として受け止められる啓発事業が開始できた。 ■実施にあたっての課題 ＜暴力防止キャンペーン＞ 区役所との連携を更に拡大するとともに、児童虐待防止等既存の関連事業との連携を強化し、相乗効果を図る。また、キャンペーンに御協力いただける企業・団体の拡大を図る。 被害者が直接受け取れる方法での周知の拡大、ラジオ等マスメディアの活用について検討する。また、若い世代への、市DV相談支援センターの周知の拡大を図る。 ＜デートDV予防啓発＞ デートDV防止の出前講座の充実。 各校でのデートDV防止講座の自主実施を働きかけるとともに、実施状況・課題等を年度末に把握し、研修資料等の改善につなげる。	
施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進										
基本施策9 安心・安全のまちづくり										

106	9	①	1	だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進	子ども連れで外出しやすい環境づくり等のために、支えあい(ソフト)と環境(ハード)の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 ソフト整備の面では、福祉のまちづくり推進会議の開催や市民・事業者に向けた啓発の取組を行います。また、ハード整備の面では、福祉のまちづくり条例対象施設(建築物等)の新築、改修時の事前協議等によるバリアフリー化の推進や鉄道駅舎へのエレベーター等設置補助のほか、ノンステップバス導入促進に向けた補助を実施します。	実施	推進	○福祉のまちづくり条例推進事業 ・福祉のまちづくり推進会議の開催(本会議2回、小委員会5回、専門委員会5回) ・福祉のまちづくり条例の見直しための検討等を行った。 ・市民、事業者に向けた福祉のまちづくりに関する啓発(広報印刷物作成、研修実施)を行った。 ・福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等によるバリアフリー化を推進した。 ○鉄道駅舎エレベーター等設置事業 ・市内1駅においてエレベーター設置工事に対する補助等を実施した。 ○高齢者、障害者等に配慮した路線バス整備事業 ・事業一時休止	■利用者・実施事業者の意見・評価 平成23年度横浜市民意識調査において、市政への満足第9位に「高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくり」が入っており、市民の満足度が高い。 ■実施にあたっての課題 上記意識調査では、市政への要望の5位にも「高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくり」が入っており、市民の関心が高いため、今後も福祉のまちづくり条例に基づき、継続して事業を推進していく必要がある。
107	9	①	2	ヨコハマ・りぶいん事業、公営住宅供給事業、横浜市民間住宅あんしん入居事業	子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、入居の支援等を推進します。 ヨコハマ・りぶいん事業では、子育て世帯が入居する際には、所得要件の緩和を行っています。公営住宅供給事業では、市営住宅の入居者募集において、多子世帯、子育て世帯、母子・父子世帯への当選率の優遇等を実施します。横浜市民間住宅あんしん入居事業では、連帯保証人がいないことを理由に入居を断られてしまう方に入居支援・居住支援を行うことで、民間賃貸住宅への入居をしやすくします。	実施	推進	・ヨコハマ・りぶいんの供給をすすめた。子育て世帯を中心に、年間約800世帯の入居がある。	■利用者・実施事業者の意見・評価 入居者のうち、60%以上の世帯が子育て世帯となっている。 ■実施にあたっての課題 事業の認知度を高め、入居促進を行っていくことが求められる。
						実施	拡充	・市営住宅の入居者募集に際して、多子世帯・子育て世帯の当選率を一般組の3倍とする優遇制度を引き続き実施。 ・一部の市営住宅においては、子育て向け住宅として子育て世帯の当選率を一般組の10倍とする優遇を実施し、子育て世帯向け優遇のある住宅として24年度4月募集では116戸、24年度10月募集では104戸を確保した。 ・市営住宅の入居者募集の際の世帯の収入基準(世帯の月収額)について、子育て世帯に対する緩和(一般世帯に比べて)を実施。 ・子育て世帯の当選率の優遇対象を拡大 子育て世帯の対象を、「同居者に小学校就学前の子がいる世帯」から、「同居者に中学校卒業程度までの子がいる世帯」までに拡大し、より幅広い世代の入居を促す取り組みを実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 高齢化が進む団地自治組織では、世代の平準化が同時に求められ、子育て世帯など若い世代の入居が増えることは歓迎されている。 ■実施にあたっての課題 高齢化や所得格差拡大の傾向の中、子育て世帯に焦点を絞った優遇制度等の継続及び拡大縮小について、引き続き検討することが求められる。
						実施	推進	・ひとり親世帯、子育て世帯等を制度の対象として、民間賃貸住宅への入居支援等を行った。 ・相談件数：342件 ・成約件数：61件 ・協力不動産店数：623件	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・平成24年度はひとり親世帯の利用が9件あり、対象者の生活の安定や向上、社会福祉の増進に寄与している。 ・不動産店や家主からは、入居後の利用者の居住支援の充実を求める声がある。 ■実施にあたっての課題 ・入居者や不動産店等にとって、より利用しやすい制度となるよう、見直しの検討が求められる。
108	9	①	3	地域子育て応援マンションの認定	子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについては、市ホームページで紹介しています。	実施	推進	・子育てに適した住環境整備の促進の為、子ども青少年局と連携し、認定制度の改正を行った。 ①対象マンションの拡充(新築だけでなく、既存マンションについても対象に拡充) ②子育て支援施設の対象拡充(拡充4施設：横浜保育室、家庭的保育事業、放課後児童クラブ、医療施設) また、制度改正と合わせて、子ども青少年局が中心となり「横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱」を制定した。 ・計画認定2件、本認定1件を認定。 ・制度の普及促進に向け、建築局主催の「建築開発セミナー」にて、事業者に向けた周知活動を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・制度改正後、対象拡充した既存マンションの認定申請があり、事業者のニーズに合致した改正であったと思われる。 ・認定申請に至る件数は少ないが、制度に関する問合せは適宜あり、事業の趣旨に対する事業者の関心は高いと思われる。 ・住宅の仕様等について入居者から好評を得ている。 ■実施にあたっての課題 ・制度認知度の向上及び認定件数の増加を図るべく、実践的な事業者インセンティブについて、検討する必要がある。
109	9	①	4	子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進	地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス(子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など)を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。	実施	推進	○市内のより多くの店舗・施設の参画を目指し、ハマハグ協賛店舗・施設の新規募集を行い、協賛店舗・施設数は、4,029店舗・施設(前年度末対比で362店舗・施設の増加)になった。 ○利用者に新鮮で正確な情報を伝えるため、既存協賛店舗・施設に対して、協賛登録内容の変更の有無等を確認し、ホームページに掲載している情報を更新した。 ○神奈川県でも同様のカード事業(かながわ子育て応援パスポート事業)が開始されたことに伴い、協賛店・施設の募集や事業周知などに取り組んだ。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・協賛事業者へのアンケートでは、利用対象者に対して一層の事業の周知を進めてほしいとの声がかかっている。 ・利用者からは、「ハマハグをきっかけに協賛店を使うようになった」、「意外な店が子育て家庭に利用しやすい店であることを知った」との声が聞かれるようになった。 ■実施にあたっての課題 ・事業の利用や協賛が継続され、さらに利用頻度が高まるよう、事業の使いやすさや魅力を高める必要がある。 ・子育て家庭に子ども連れのおでかけのマナーを伝えることや、市民や子育て当事者の力を活かした事業展開を検討し、社会全体で子育てをあたたく見守る雰囲気となる浸透に取り組む必要がある。

110	9	②	1	地域防犯拠点設置支援の推進	地域で発生する犯罪に対応して、防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援します。設置場所の選定にあたっては、区役所が中心となり地域住民と調整して進めます。	実施	推進	○地域の防犯活動上必要な箇所について、防犯拠点の増設促進に努めた結果、平成24年度中に18か所、合計270か所を整備した。	■実施にあたっての課題 今後、地域自らが継続した防犯活動を実施していくために、地域の実情に応じて自治会町会館の活用などをさらに検討する必要がある。
111	9	②	2	学校の安全対策事業の推進	保護者や地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」が、来校者の受付対応、通学路など地域における児童生徒の登下校時の安全見守り活動などを行います。	実施	推進	○小学校全校（344校※分校を除く）、中学校12校で、よこはま学援隊を含めた保護者や地域住民による児童生徒の安全見守り活動が行われた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 児童生徒の安全を守る活動として、学校及び地域から高い評価を受けている。 ■実施にあたっての課題 活動が活発な学校とあまり活発でない学校があり、特に助成金を申請していない学援隊の活動内容の把握に努める必要がある。
112	9	②	3	交通安全教育の推進	幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施します。また、小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加・体験型の「はまっ子交通あんぜん教室」を実施します。	実施	推進	○幼児、児童など世代別の交通安全教育を通じ、子どもの頃から交通ルールやマナーを身につけるための交通安全意識の醸成が図られた。 ・幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。（160園） ・小学校の児童を対象に、道路の正しい歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故の再現など、参加・体験型の「はまっ子交通あんぜん教室」を実施した。（平成24年度は232校で開催し73,900人の児童が受講）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・着ぐるみによる幼児交通安全教室は参加者や実施園からも好評であり、「毎年来てほしい」などの要望もいただいている。 ・はまっ子交通あんぜん教室は、市内に約360校ある小学校の児童が、在学中に一度はこの教室を体験できるように開催しており、毎年多くの児童が受講している。 ■実施にあたっての課題 幼児交通安全教育は毎年350園を超える応募があるが、訪問できているのは約3分の1程度（平成24年度：約400園の応募のうち訪問数は160園）となっており、実施内容を工夫するなど訪問可能な回数を増やしていく必要がある。
113	9	②	4	交通安全施設等整備（あんしんカラーベルト等）の推進	主に市内小学校の通学路等を対象に、小学生など歩行者の安全確保を図るため、警察署・地元町内会・学校等と調整のうえ、車両の速度抑制等を目的とした路側帯のカラー舗装化や、運転者からの見通しを良くするため、隅切り（交差点の角を切り取る）設置等を実施します。また、ベビーカーや車椅子での安全で安心な移動を確保するため、歩道の段差の改善等による歩行空間のバリアフリー化を進めるなど、道路における交通安全施設等の整備を推進します。	実施	推進	○あんしんカラーベルト事業は、約38kmを実施した。 ○交通安全施設等整備事業（バリアフリー歩行空間の整備事業）は、約2.3kmの整備を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 （あんしんカラーベルト事業）未実施学校から各土木事務所への要望も多数頂いており、概ね事業に対する理解と評価を得ていると考えている。（バリアフリー整備事業）利用者の整備に対する評価が高く要望も多いため、今後も進めていく必要がある。 ■実施にあたっての課題 （あんしんカラーベルト事業）相互通行の道路幅員が6m未満の道路については、地元関係者と交通管理者と協議し、通行規制等を実施しなければ整備が困難である。（バリアフリー整備事業）建物とのすりつけ等沿道の理解が必要であり、早期に協力を得る必要がある。
114	9	②	5	子どもの不慮の事故予防の推進	事故の予防法や事故が起きたときの対処法をまとめたリーフレットの発行、ホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発の実施など、保護者や周囲の大人に向けた啓発を推進します。	実施	推進	○子どもの事故予防に対する意識を高めるため、事故の予防法などを掲載したリーフレット作成（6万部増刷）やポータルサイトによる啓発を実施 ○横浜市体育協会に委託し、磯子区内保育園4か所にて運動訪問指導（計20回）を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ○リーフレットの配布等の後、ホームページのアクセス件数が増加している。 ○運動訪問指導事業では、実施園の9割が子どもの運動の機能向上につながると回答しており、おおむね肯定的な意見が見られた。 ■実施にあたっての課題 運動指導について、継続的にノウハウ等を維持できる仕組みづくりを検討する必要がある。
115	9	②	6	災害時における妊婦・子ども等への対応	災害時における妊産婦、乳幼児、障害児等要援護者について、本市防災計画に基づき、避難場所の割振りや専用スペースの確保など、それぞれの状況に配慮した避難所への受け入れを着実に推進していきます。また、生活環境の変化により避難所での生活に困難をきたすことなく、自立した避難生活を送ることができるよう、区、関係機関・団体等と連携して、それぞれのニーズを考慮した支援について検討を行うとともに地域防災拠点運営委員会との協働を推進します。	実施	推進	○「こんにちは赤ちゃん訪問」のパンフレットにて、地域の避難場所を確認したり災害に備えることを啓発した。 ○横浜市防災計画「震災対策編」のほか地域防災拠点訓練マニュアルにおいても、地域防災拠点に在宅要援護者用のスペースの確保を求めており、同マニュアルに基づいて訓練が行われている。 ○実際の震災において、避難場所に指定されていないが、保育所等において乳幼児・児童などの要援護者に対し保育を継続するなど、保護者の不安解消の役割を果たした。 ○平成24年度は、女性の視点から防災に取り組んでいる団体との連携により、地域子育て支援拠点などで啓発を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 パンフレットは多岐にわたる子育て支援の情報のひとつとなっているが、東日本大震災以降、訪問員が積極的に啓発している。 ■実施にあたっての課題 地域や民間団体の活動と連携した取組みの広がりが求められる。

116	9	②	7	市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進 ＜基本施策4再掲＞	コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。 また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。	実施	推進	(前掲：4-②-2)	(前掲：4-②-2)
-----	---	---	---	-------------------------------------	--	----	----	------------	------------

基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成

117	10	①	1	企業向け普及・啓発の推進	働きやすい職場づくりに向けて企業の取組を促進するため、企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットの発行を行います。 また、子育て支援NPOとの連携により、企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、NPOの活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。	推進	推進	○企業に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発事業として、企業内研修等への講師派遣を行うと共に、人事労務担当者向けの勉強会を新たに開催した。 また、企業向けの啓発リーフレットを配布した。 【市内事業所・企業団体の企業研修等への講師派遣】 ・3件 【人事労務担当者向け勉強会】 ・平成24年8月、平成25年2月（2回開催・30名受講） 【企業のためのワーク・ライフ・バランスガイド】 ・3、000部発行 ※よこはまグッドバランス賞受賞企業取組事例集と兼ね、市民局男女共同参画推進課と共同発行	■利用者・実施事業者の意見・評価 勉強会参加者から、社内で取組を進める上での課題や悩みを共有できると共に、他社の事例がわかり有効だったとの意見があった。 ■実施にあたっての課題 講師派遣と勉強会の開催、ガイドの発行時期などを連動させるなど、企業が各取組を効果的に活用できるような工夫を図る必要がある。
118	10	①	2	事業所内保育施設の設置促進 ＜基本施策3再掲＞	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。	事業所内保育施設 設入所者数 728人 (H22.4.1現在)	事業所内保育施設 設入所者数 850人 (H27.4.1現在)	(前掲：3-①-7)	(前掲：3-①-7)
119	10	①	3	企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」	女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所の取組について広く紹介しPRを行い、他の市内事業所に対し普及・啓発を図っていきます。	推進	推進	○平成24年度からは、「認定」と「表彰」の区分を改め、働きやすい職場づくりへの取組が基準に達した企業を「認定」とし、認定の回数に応じた「継続賞」を設定した。また、認定外であっても、キラリと光る取組がある事業所を「チャレンジ事業所」とした。 ・応募 22事業所 ・認定 22事業所（うち4事業所を継続賞として表彰） ○昨年度に引き続き、認定・表彰式とセミナーを同日に開催（子ども青少年局と連携）することで、認定事業所のPR、市内事業所の女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めることができた。また、人権課と連携して企業向けセミナーを開催し、認定事業所の取組を紹介した。 ○市内事業所での女性の能力の活用及びワーク・ライフ・バランスの推進を進めるために、認定・表彰事業所の取組を掲載した取組事例集を3,000部作成し、上記セミナーや市内事業所へ配付した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 認定事業所からは、「社外に対して働きやすい職場であること、ワーク・ライフ・バランスを大切にしている企業であることのPRに使っている」等の意見を得た。 また、セミナー参加者からは、「ワーク・ライフ・バランスの実践状況を知り、職場に活かすことができる」「良い事例を知ることができた」等の声が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 ・よこはまグッドバランス賞の認知度をあげること ・認定のメリット（事業所が応募しようとするインセンティブ）の拡充 ・応募に結びつくような効果的な募集広報の実施
120	10	①	4	企業経営相談を通じた両立支援のサポート	企業における仕事と子育てを両立する職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。また、取組を本市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進します。	推進	推進	○横浜市中小企業支援センターである公益財団法人横浜企業経営支援財団では、ワンストップ相談窓口や各種専門家の派遣等企業の総合的な支援を実施しているが、その一環として仕事と子育てや介護の両立等、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備等についても相談に応じた。また、取組を本市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進した。 ○達成状況 相談窓口や各種専門家の派遣等総合的支援において、ワーク・ライフ・バランスを実現していく取組についても相談に応じた。また、「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することで、企業のCSR（社会的責任）活動を推進した。	■実施にあたっての課題 中小企業では、人員が限られているため、ワーク・ライフ・バランスについて意識はしているが、実行するための環境の整備など難しい面もあり、引き続き相談に応じ、支援していく必要がある。

121	10	②	1	市民向け普及・啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、市民一人ひとりが意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民向けリーフレットを発行します。	推進	推進	○子育てを楽しむ父親の紹介をはじめ、世代を問わない地域ぐるみの子育てをテーマにイベントを実施すると共に、父親向けにワーク・ライフ・バランスの啓発を含めたパンフレットを配布した。 【イベント】 ・マタニティ&ベビーフェスタ2012 （平成24年4月7・8日 パシフィコ横浜） ・安心子育て・知ろう！こどもの救急 （平成25年3月9日 トレッサ横浜） 【パンフレット】 ・パパブック 6,000部発行 ○達成状況 区役所や関係機関、市民と一緒にイベントを企画運営することで、充実した内容で実施することができた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 父親など当事者の参画により、子育てを積極的に楽しむ姿を直に伝えることができた。 ■実施にあたっての課題 集客力があるイベントを効果的に実施できるよう、他事業との連携や共同開催について検討が必要である。
122	10	②	2	父親の家事・育児の推進	楽しく積極的に子育てに関わる父親を増やし、父親の子育てに対する理解促進と取組の拡大を図るため、地域子育て支援拠点やNPO等と連携して、乳幼児の父親（父親になる予定の男性を含む）に向けて、コミュニケーションや知識・技術を学べる多様な講座を地域で開催します。 また、父親のネットワーク（パパ友）づくりの場・機会を提供し、父親向けプログラムの充実や地域的広がり、父親自身による子育て支援活動なども支援していきます。	推進	推進	○父親の家事・育児の推進を支援するため、「ババスクール事業」を実施した。子育てにもっと関わりたいという男性や社会のニーズに応じて、講座やウェブサイトの内容を充実させることができた。 【地域版ババスクール】 ・平成24年7月～（4区で5回程度の連続講座を開催） 【ウェブサイト「ヨコハマダディ」】 ・通年稼働（原則週1回更新） 【地域におけるババ講座事業への支援】 地域子育て支援拠点等運営法人との連携による、パパ向け講座の実施（17団体）	■利用者・実施事業者の意見・評価 地域版ババスクールについて、講座参加者のアンケートによる満足度は高く、子どもとの関わり方などの知識習得だけでなく、「パパ友ができて良かった」、「地域との関わりを考えるようになった」などの感想が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 区役所や地域子育て支援拠点等、地域の身近な施設で開催するパパ向け講座の更なる定着や、受講をきっかけにしたパパ友ネットワークづくりの支援を進めることが必要である。
123	10	③	1	子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進<基本施策9再掲>	地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など）を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。	実施	推進	(前掲：9-①-4)	(前掲：9-①-4)
124	10	③	2	「トツキトウカ YOKOHAMA」プロジェクトの推進	子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、両親が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカ YOKOHAMA」を発行します。 取組の広がりに向けて、母子健康手帳交付時や子育て施設などで詩集を広く配布するとともに、子育て支援活動や学校との連携、家族で参加できるイベントの開催なども行います。	推進	推進	○トツキトウカ横浜実行委員会との共催により、区役所や地域子育て支援拠点、市営地下鉄駅ポスター掲示等を通じて詩の募集を行い、詩集「トツキトウカ YOKOHAMA2013」「トツキトウカ YOKOHAMAいのちの物語」を、企業協賛により発行した。妊娠中や乳児がいる家庭だけでなく、学校の授業や課外活動等で活用されるなど、活用の幅に広がりが出ている。 【詩集】 ・トツキトウカ YOKOHAMA2013 40,000部発行（平成25年3月） ・トツキトウカ YOKOHAMAいのちの物語 10,000部発行（平成25年3月） 【活用】 ・市内産科・小児科、子育て支援施設、区役所等における配布 ・小・中学校での「いのちの授業」等での活用 ・24年度は本冊子の小学校授業での活用例を教育委員会事務局とともに作成 ・イベント等におけるパネル展示、冊子配布等（商業施設等において実施）	■利用者・実施事業者の意見・評価 「トツキトウカ YOKOHAMA」について、子どもを産み育てることの夢と希望、命の大切さを社会全体で共有するための貴重な役割を果たしているとの声が多く寄せられている。 小・中学校においても、授業や学校行事、朝読書などで活用してもらい、子どもたちが「いのち」や「生きること」について考える機会とするとところが増えてきており、児童・先生からの反響も多い。 ■実施にあたっての課題 公民連携により詩集を作成しており、よりよい事業とするために、さらなる協賛事業者の拡大や活用方法の検討が必要である。
125	10	③	3	開港150周年を契機とした子どもを大切にす るプロジェクト	開港150周年を契機として、経済団体や施設等と連携して子どもとの関わりや家族団らんを深める機会を創ります。具体的には、6月2日の開港記念日（市立学校の休業日）に、ワーク・ライフ・バランスの観点から、休暇の取得や定時退社、市内施設の無料開放等を推進していきます。	推進	推進	○経済団体、NPO・市民活動団体等により構成するワーク・ライフ・バランス推進実行委員会や市民利用施設との連携により、開港記念日（6月2日）に、自分や家族の生き方、働き方の充実を考えるなど、ワーク・ライフ・バランスを実践することの大切さを呼びかけるチラシ・ポスターを、市民及び企業に向けて配布した。 ・発行部数：チラシ（3,500部）、ポスター（100部） ○九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の合同により、鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーンを実施し、チラシ・ポスターを駅や関連施設に配布した。 ・実施期間：平成25年3月29日～4月30日 ・配布部数：チラシ（11,500部）、ポスター（50部）	■実施にあたっての課題 市民、事業者に向けた幅広い周知方法について、チラシの配布先や印刷部数の調整、他の広報媒体の活用などを検討することが必要である。